

第3期 富良野市地域福祉計画

つながり 支えあい
共に生きるまち 富の



令和3年3月
富良野市

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行やプライバシー意識の高まりなどによる生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会問題が取り上げられるようになりました。こうした課題は多様化・複雑化しており、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、東日本大震災以降、身近な地域における助け合いや日頃の見守りなどの重要性が再認識されています。他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会の構築、誰もが安心して暮らしていくことのできる環境の創出は、富良野市のまちづくりにおいて重要な施策の1つです。

この度策定した第3期富良野市地域福祉計画では、「つながり 支え合い 共に生きるまち ふらの」を基本理念と致しました。

本計画は福祉分野の上位計画として位置づけられるものであると同時に、「第6次富良野市総合計画基本構想」に定められたまちづくりスローガン「『美しい』のその先へ。WA!がまち、ふらの」とまちづくりコンセプトに掲げる4つの「WA!」を福祉分野において実行するための計画でもあります。

この計画に基づき各種施策を推進することで、地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合い、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちの実現を図ってまいります。

また、富良野市成年後見制度利用促進基本計画を本計画の一部に位置づけ、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

最後に、本計画策定にあたり、慎重に審議を重ねていただいた策定委員会委員のみなさまをはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただきました市民のみなさまに、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

富良野市長 **北 猛俊**

【目次】

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	3
第2節	計画の性質と位置づけ	4
第3節	地域福祉の概念	5
第4節	他計画との関係	6
第5節	計画期間	7
第6節	計画の策定体制と方法	7
	(1) 富良野市地域福祉計画市民委員会による検討	7
	(2) アンケート調査の実施	7
	(3) パブリックコメントの実施	7
第2章	富良野市の現状	9
第1節	富良野市の概要	11
	(1) 地勢と交通	11
	(2) 人口の推移	12
	(3) 世帯数の推移	14
第2節	地域福祉の現状	15
	(1) 支援を必要とする人の現状	15
	(2) 地域福祉を支える人の現状	22
	(3) アンケート調査の結果	23
	(4) 統計データとアンケート調査結果から見た富良野市の現状	42
第3章	社会制度の変化	45
第1節	社会福祉法の一部改正	47
	(1) 新たな地域福祉計画のポイント	47
第2節	保健・福祉関連分野における主な取り組み	49
	(1) 子ども・子育て支援分野	49
	(2) 高齢者福祉・介護保険事業分野	49
	(3) 障がい者福祉分野	51
	(4) 保健・医療分野	52
	(5) 防災分野	53
第4章	地域福祉計画における基本理念	55
第1節	計画が目指すまちの姿	57
	(1) 計画の基本理念	57

(2) 基本理念の実現に向けた基本目標の設定	58
(3) 施策体系.....	60
第5章 施策の展開.....	61
第1節 (基本目標1) 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進	63
(1) 住民同士の交流の促進.....	63
(2) 福祉教育の推進.....	65
(3) ボランティア団体等の養成.....	66
第2節 (基本目標2) 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる 体制づくり	68
(1) 高齢者への支援の充実.....	68
(2) 障がいのある人への支援の充実	70
(3) 子どもと子育て中の保護者への支援の充実.....	72
(4) 健康増進と自殺対策の強化.....	74
(5) 社会的支援を必要とする人へのサポート	76
第3節 (基本目標3) 安心して住み続けられる快適なまちづくり	77
(1) バリアフリーのまちづくりの推進	77
(2) 地域防犯・交通安全対策の強化	79
(3) 権利擁護施策の強化.....	80
(4) 災害に強い地域づくり	82
第4節 (基本目標4) 地域福祉を支える市の体制強化.....	83
(1) 住民への福祉情報の提供.....	83
(2) 福祉団体等とのネットワーク強化	85
(3) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実.....	86
第6章 地域福祉の実現に向けて	89
第1節 計画の推進体制の強化・充実.....	91
(1) 社会福祉協議会との連携の強化	91
(2) 民生委員・児童委員等との連携強化	91
(3) 町内会との連携強化.....	91
(4) 団体・事業者等との連携強化	91
(5) 保育所、認定こども園、学校との連携強化.....	92
第2節 点検及び評価体制	92
第3節 計画の周知.....	92
第7章 富良野市成年後見制度 利用促進基本計画	93
第1節 計画策定の趣旨.....	95
(1) 計画策定の背景と目的.....	95
(2) 計画の位置づけ.....	95
(3) 計画の期間.....	95
(4) 成年後見制度について	96

第2節 成年後見制度利用に関する現状	97
(1) 成年後見制度の利用状況	97
(2) 成年後見制度に関する富良野市の取り組み	99
第3節 計画の基本的な考え方	100
(1) 基本理念	100
第4節 計画における取り組み	101
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	101
(2) 市民後見人等の育成・活動の推進	102
(3) 富良野市権利擁護センターの機能強化	102
(4) 成年後見制度の利用支援	103
第5節 計画の推進	104
(1) 計画の推進体制	104
(2) 計画の点検と評価	104
第8章 資料編	105
(1) 計画の策定経過	107
(2) 富良野市地域福祉計画市民委員会名簿	108
(3) 富良野市地域福祉計画市民委員会設置要綱	109
(4) 答申書	111

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる富良野市の実現を図っていく必要があります。

本市では、「第2期富良野市地域福祉計画」を平成28年3月に策定し、「ともに支えあい 生きいきと暮らせる 地域づくり」を計画の基本理念として、各種福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。市民と地域の団体、事業者、行政が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を引き続き進めていかななくてはなりません。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を実現に向けて、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちづくりを進めることが大切です。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、富良野市における「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、本計画を策定します。

第2節 計画の性質と位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、富良野市総合計画における表記等を考慮して「障がい」としています。ただし、法律の名称やサービスの名称などに使用されるなど、「障害」が適切な場合は、表記を統一していません。

■社会福祉法（抜粋）■

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

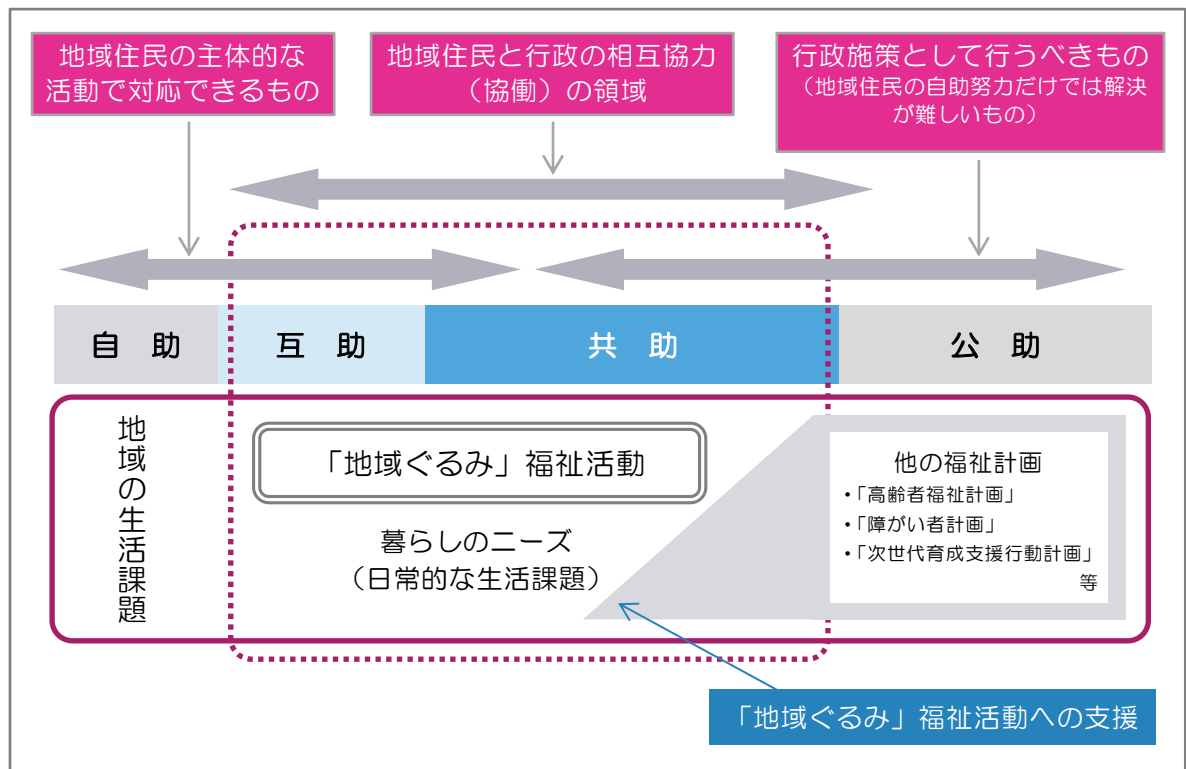
第3節 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が大きく変化しており、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進行したことも相まって、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

■自助・互助・共助・公助の関係性■

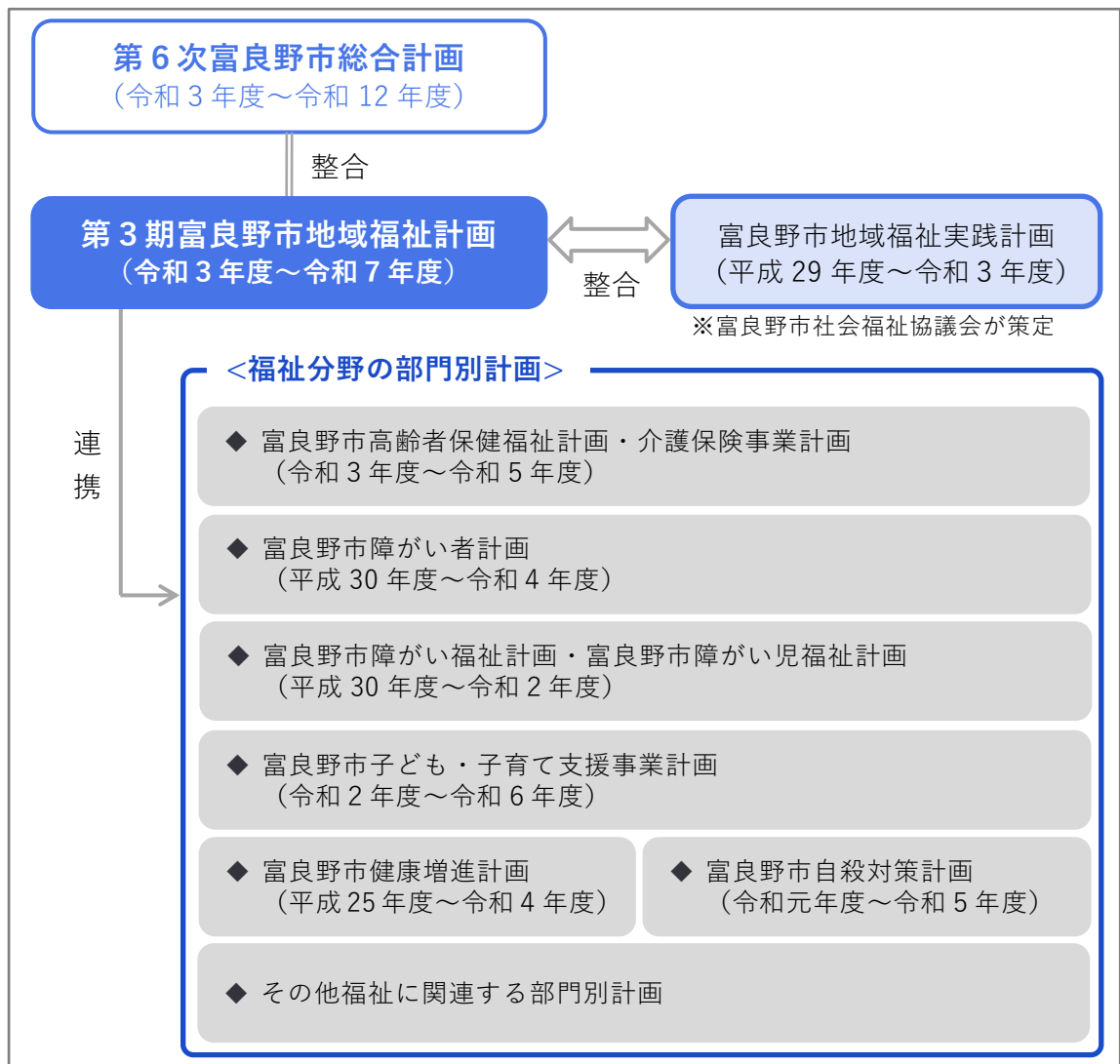


第4節 他計画との関係

本計画は富良野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、富良野市社会福祉協議会が策定する「富良野市地域福祉実践計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

■計画の位置づけ■



第5節 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

第6節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、一般市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、策定段階からの積極的な地域福祉の担い手の意見聴取を行うため、市民委員会での協議・検討を行いました。

(1) 富良野市地域福祉計画市民委員会による検討

地域福祉計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「富良野市地域福祉計画市民委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や市民のニーズを把握するため、一般市民を対象に「富良野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 富良野市の現状

第1節 富良野市の概要

(1) 地勢と交通

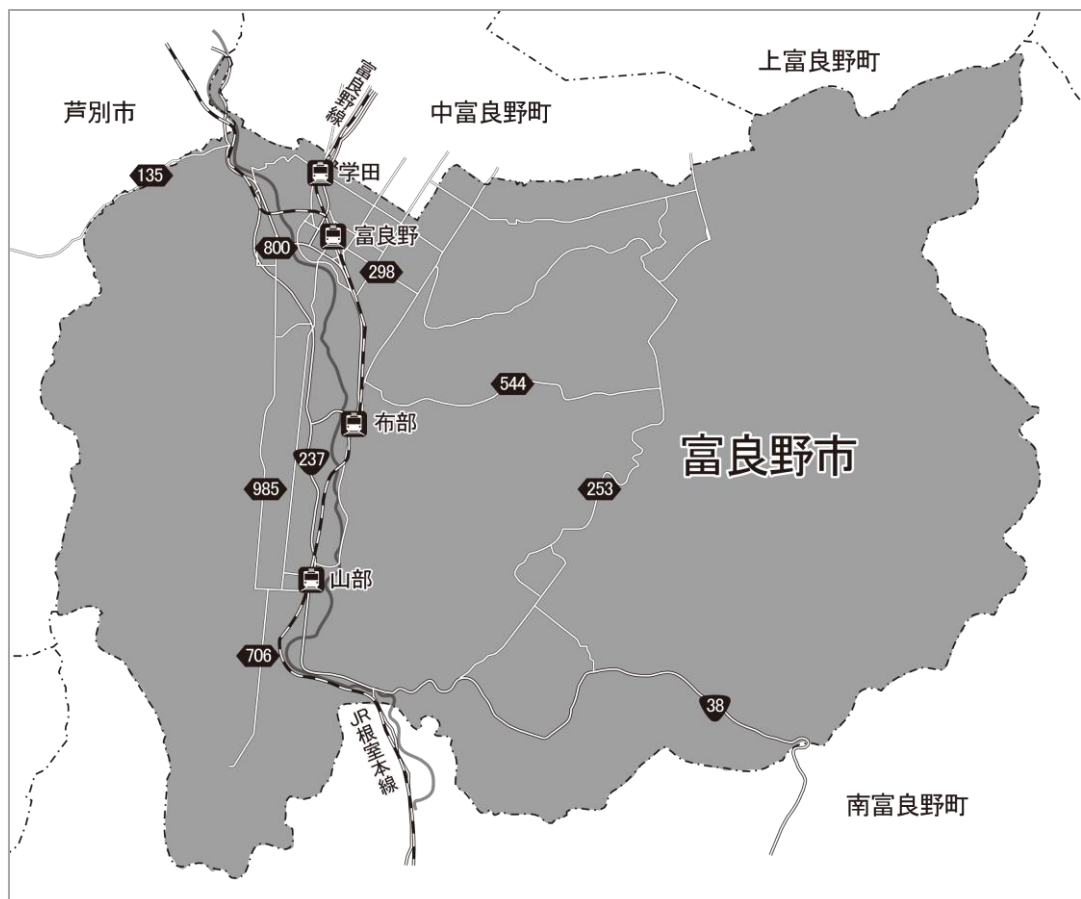
富良野市は上川管内の南部に位置し、北海道のほぼ中央に位置しています。富良野盆地の中心都市であり、上富良野町、中富良野町、南富良野町、芦別市に接しています。

本市の面積は600.71km²で、東方には十勝岳連邦の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳がそびえています。南方には東京大学演習林があり、市域の約7割を山林が占めています。

本市には、旭川市を起点として占冠村に至る地域高規格道路として整備が進む「旭川十勝道路」のうち、既に事業区間として開放されている富良野北道路（国道237号）、富良野道路（国道38号）が通っています。

また、JR根室本線が通っており、富良野駅をはじめ、学田駅、山部駅、布部駅の4つの駅が市内に存在しています。

■位置図■



(2) 人口の推移

住民基本台帳による人口の推移をみると、総人口は減少傾向が続いており、令和2年は21,230人となっています。

年齢3区分別人口でみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続いているのに対し、高齢者人口は増加しています。平成29年以降は高齢者人口が7,000人を突破しています。

高齢化率（高齢者人口比率）は令和2年3月31日現在で33.5%と、市民の3人に1人以上が65歳以上となっています。本市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

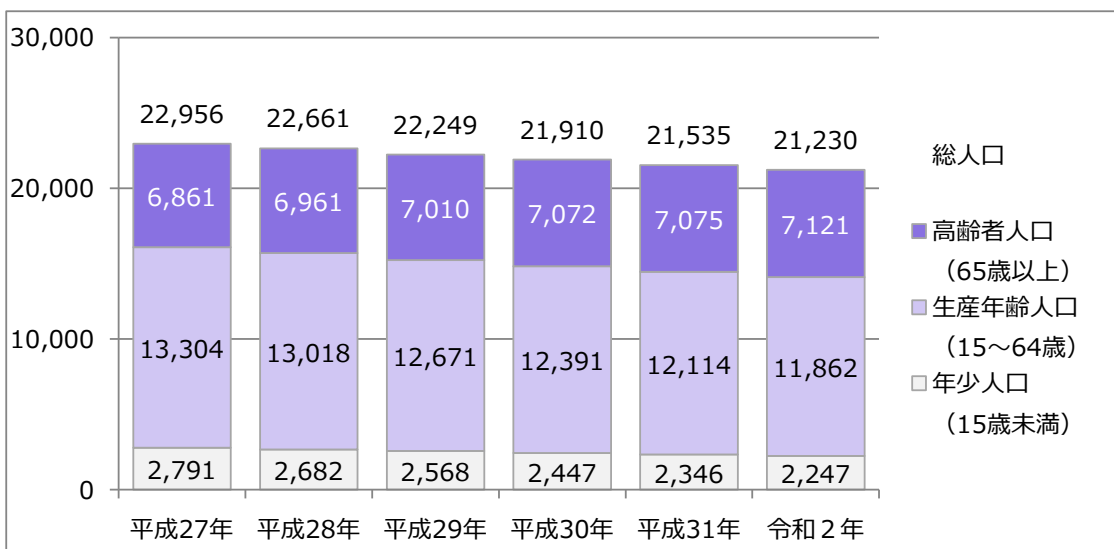
単位：人、%

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年少人口	人口	2,791	2,682	2,568	2,447	2,346	2,247
	(構成比)	12.2	11.8	11.5	11.2	10.9	10.6
生産年齢人口	人口	13,304	13,018	12,671	12,391	12,114	11,862
	(構成比)	58.0	57.4	57.0	56.6	56.3	55.9
高齢者人口	人口	6,861	6,961	7,010	7,072	7,075	7,121
	(構成比)	29.9	30.7	31.5	32.3	32.9	33.5
総人口		22,956	22,661	22,249	21,910	21,535	21,230

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■富良野市の人口の推移■

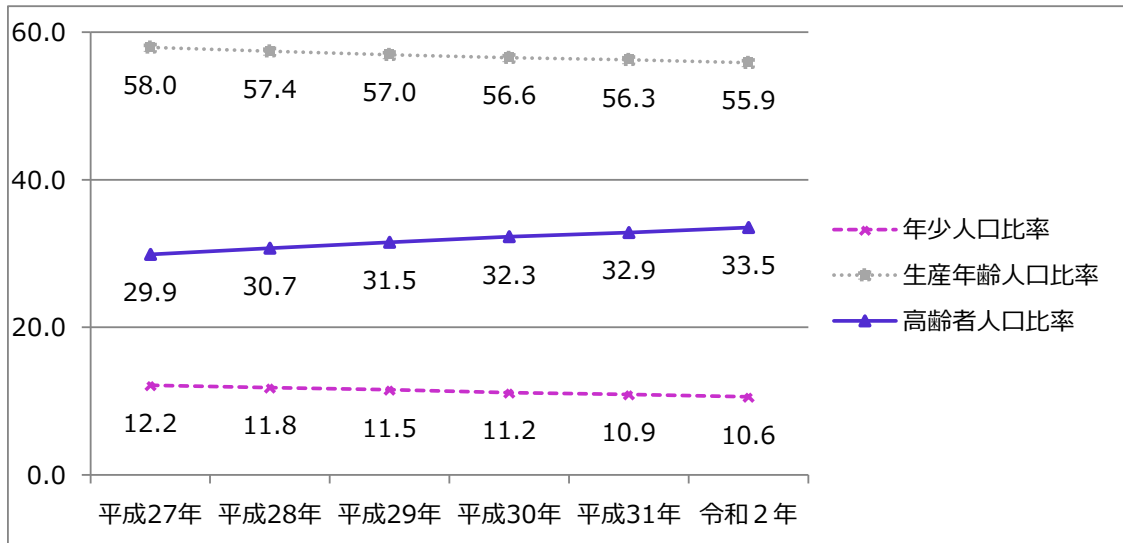
単位：人



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口比率の推移■

単位：％



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とならない。

(3) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、近年は減少傾向が続いています。

1世帯当たり人員数をみると、平成27年には2.10人となっていましたが、令和2年には1.98人となっており、核家族化、独居世帯の増加が進行していることがうかがえます。

■世帯数の推移■

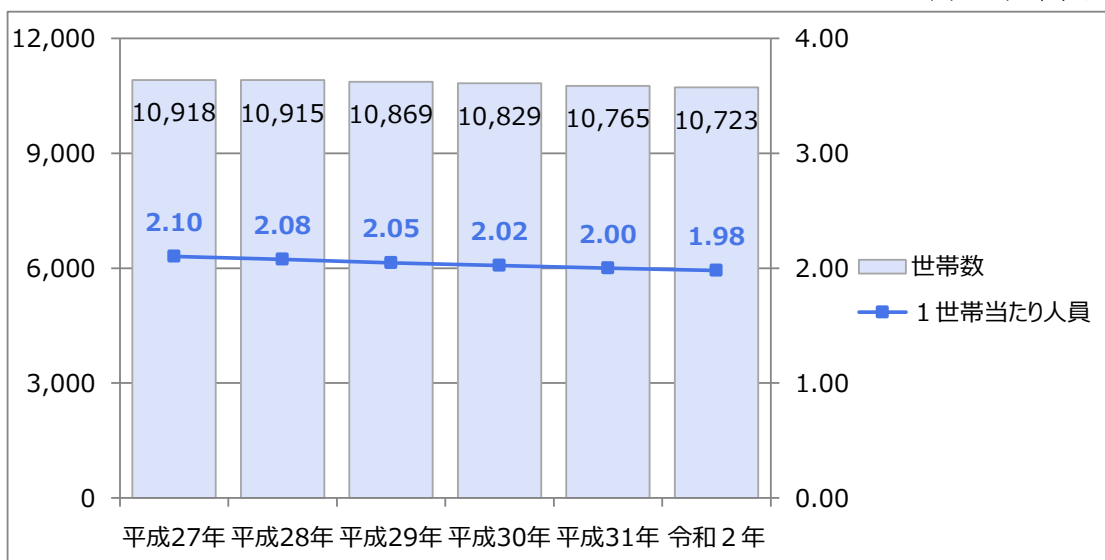
単位：世帯、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	22,956	22,661	22,249	21,910	21,535	21,230
世帯数	10,918	10,915	10,869	10,829	10,765	10,723
1世帯当たり人員数	2.10	2.08	2.05	2.02	2.00	1.98

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

第2節 地域福祉の現状

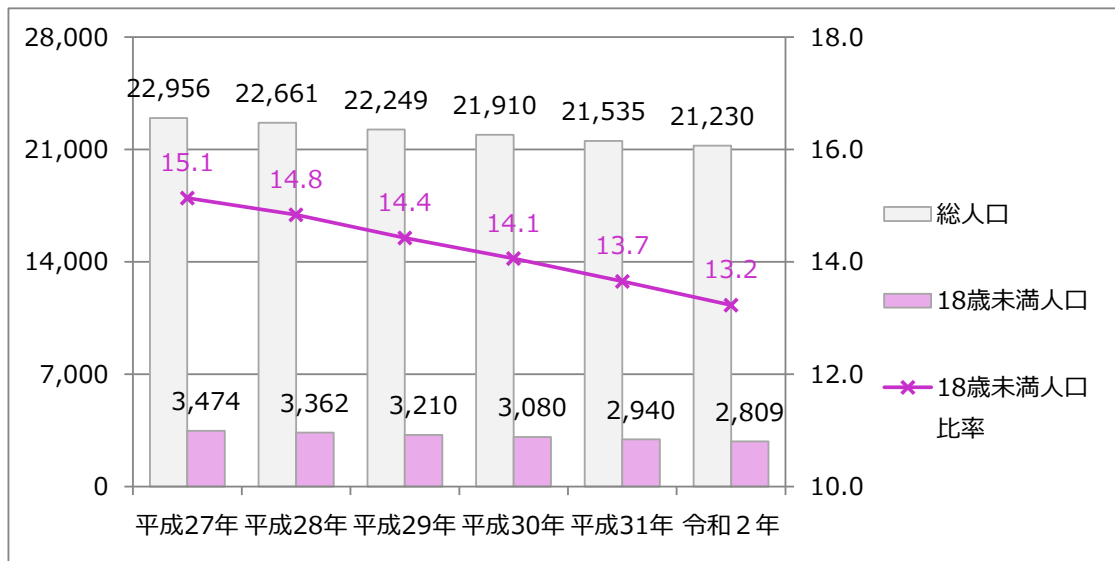
(1) 支援を必要とする人の現状

1. 子ども・子育て世代の状況

本市に居住する18歳未満の人口は令和2年3月31日現在、2,809人となっており、全人口のうち13.2%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率はともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%



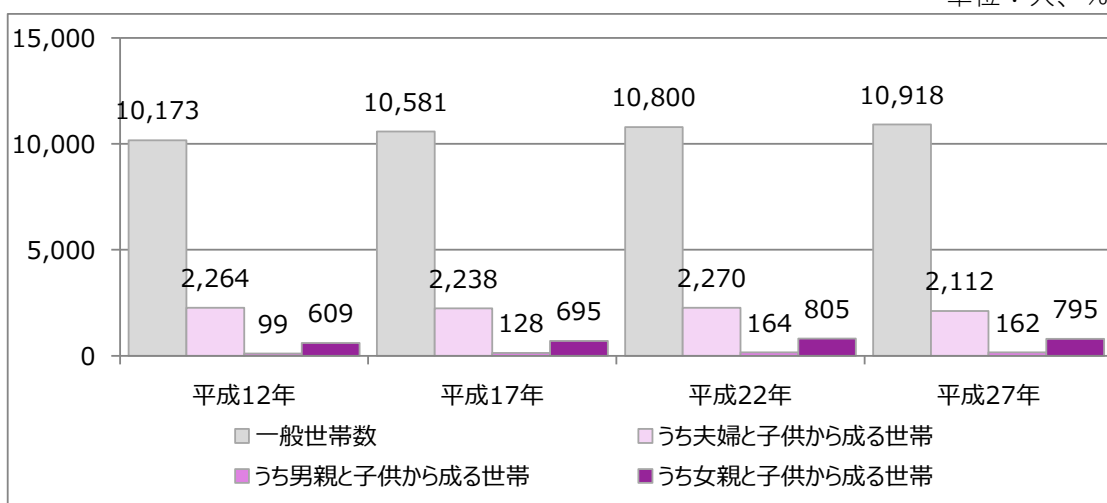
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものいる世帯数についてみると、一般世帯数は増加傾向にあります。また、「うち男親と子供から成る世帯」、「うち女親と子供から成る世帯」はそれぞれ160世帯、800世帯程度で横ばいとなっています。

「うち夫婦と子供から成る世帯」は減少傾向が続いていることから、ひとり親世帯は子どものいる世帯全体に占める割合として高くなっていることがうかがえ、子育てを社会全体で支えていく必要性が高まっていることがわかります。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：人、%

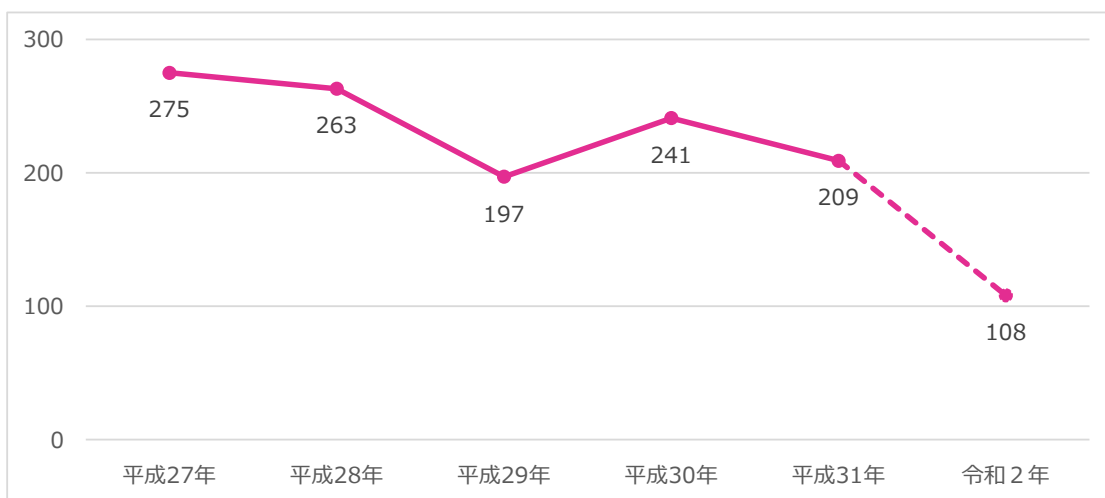


資料：国勢調査

地域子育て支援センターの利用状況についてみると、延べ利用者数は年々減少傾向にあります。

■地域子育て支援センター延べ利用者数の推移■

単位：人



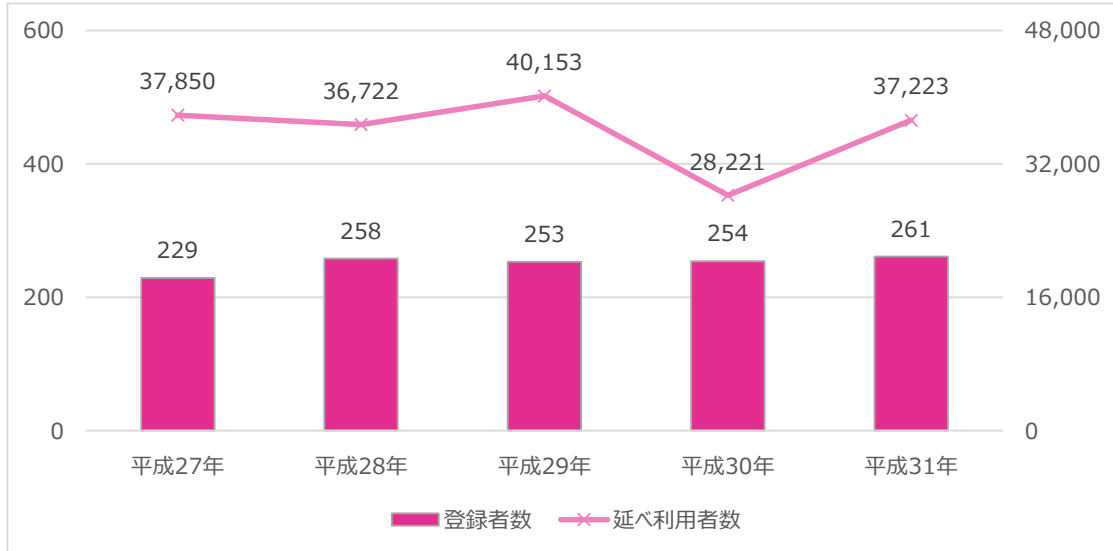
資料：富良野市子育て支援センター（各年3月31日時点）

（注）令和2年度は8月までの延べ利用者数。

放課後児童クラブについては、登録者数が高止まり傾向にあり、延べ利用者数の増加もみられています。

■放課後児童クラブ登録者数と延べ利用者数の推移■

単位：人



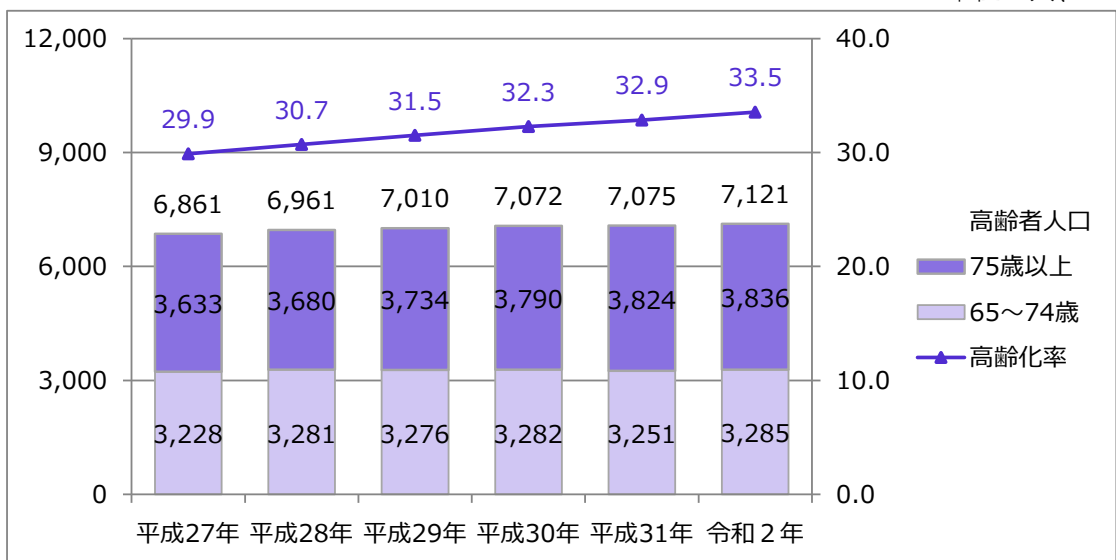
資料：国勢調査

2. 高齢者の状況

高齢者数の推移をみると、平成29年以降は7,000人台で高止まり傾向を示しています。高齢化が進んでおり、高齢化率は上昇傾向が続いています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

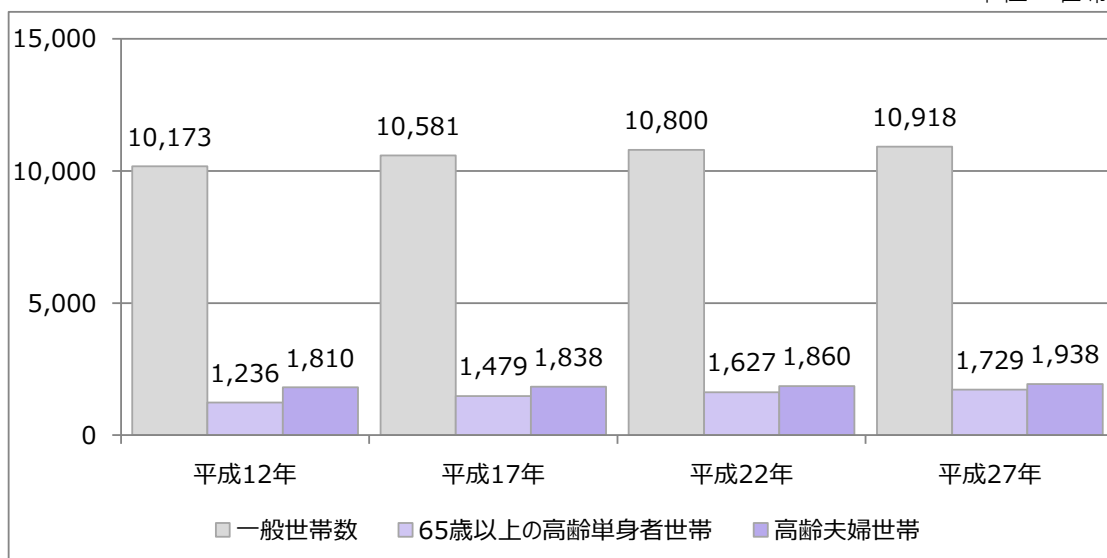


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化に伴って「65歳以上の高齢単身者世帯」や「高齢夫婦世帯」はともに増加傾向にあります。高齢者やその家族を孤立させないための取り組みの重要性が高まっています。

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯



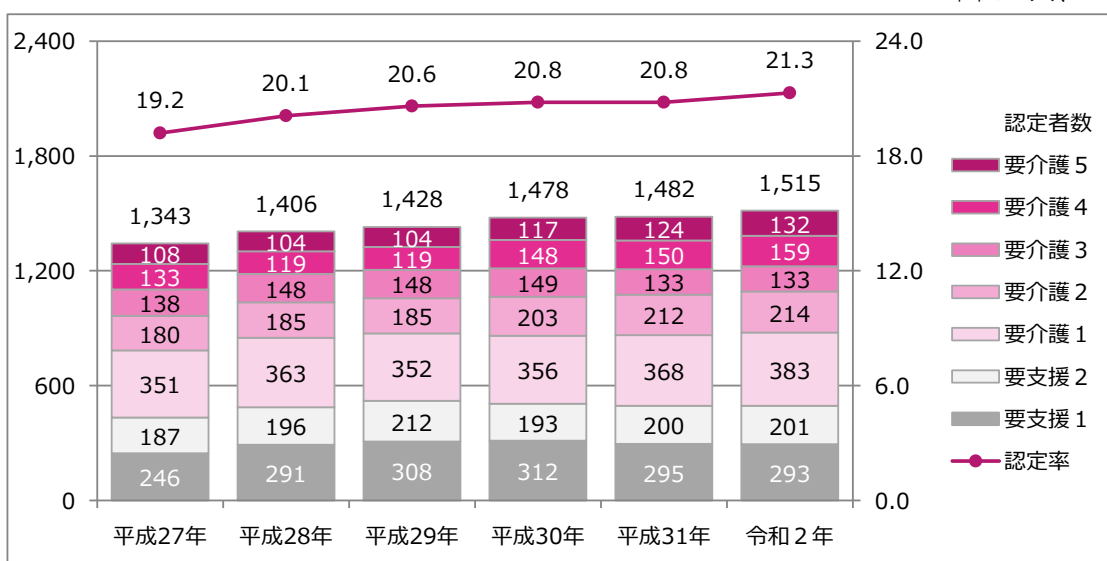
資料：国勢調査

平成27年から令和2年における要介護(要支援)認定者数についてみると、要介護(要支援)認定者数は増加傾向が続いています。認定率も上昇傾向が続いており、平成28年以降は20%台で推移しています。

令和7年には団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となることを見込まれており、要介護(要支援)認定者数の増加は今後も続くと想定されます。

■要介護(要支援)認定者数の推移■

単位：人、%



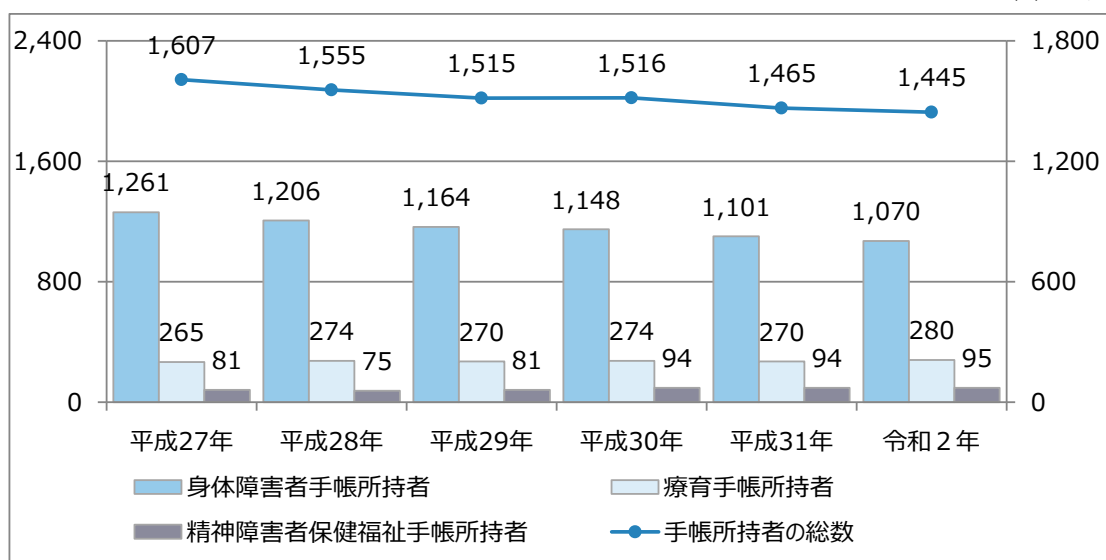
資料：地域包括ケアシステム見える化システム

3. 障がい者の状況

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、減少傾向にあります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：福祉課（各年3月31日）

また、手帳所持者の年齢構成をみると、令和2年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は1%未満であり、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上の障がい者であることがわかります。また、65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者は80.0%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。

療育手帳所持者についてみると、18歳未満は50人程度で、横ばいで推移しているのに対し、65歳以上では増加傾向がうかがえます。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、その大半は18～64歳であり、近年は高止まり傾向がうかがえます。

■障がい者の手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
身体障害者 手帳所持者	18 歳未満	15	15	14	14	9	10
	18～64 歳	457	352	261	227	210	204
	65 歳以上	789	839	889	907	882	856
	計	1,261	1,206	1,164	1,148	1,101	1,070
療育手帳 所持者	18 歳未満	56	62	51	50	50	52
	18～64 歳	183	181	188	195	189	193
	65 歳以上	26	31	31	30	31	35
	計	265	274	270	275	270	280
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	18 歳未満	1	1	0	1	1	1
	18～64 歳	51	47	51	76	78	77
	65 歳以上	29	27	30	17	15	17
	計	81	75	81	94	94	95

資料：富良野市福祉課（各年 4 月 1 日）

4. その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護世帯数は横ばいで推移していますが、世帯人員は減少傾向が続いています。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員■

単位：世帯、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
世帯数	256	258	262	258	256	256
人員	321	323	314	306	299	290

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のようになっています。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
自殺者数	3	5	8	5	7
自殺死亡率	12.9	21.8	35.4	22.4	31.9

資料：「自殺統計」

（注）自殺死亡率は人口 10 万人当たりの自殺者数を示す。

(2) 地域福祉を支える人の現状

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数については、近年は54人で安定しています。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：世帯、人

	平成 27 年	平成 30 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
民生委員・児童委員数	53	53	54	54	54	54

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

2. ボランティア団体

ボランティア団体数はこの数年で変化していませんが、所属する人数は増加しています。また、個人ボランティアも増加傾向にあります。

■ボランティアの推移■

単位：世帯、人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
グループ	団体数	19	19	20	20	19	20
	所属する人数	349	357	272	362	358	369
個人		104	104	104	128	153	153
登録人数の合計		453	461	476	490	511	522

資料：富良野市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

(3) アンケート調査の結果

1. 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民
配布数	2,000票
回収数（回収率）	861票（43.1%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による調査
調査時期	令和元年12月
調査地域	富良野市全域

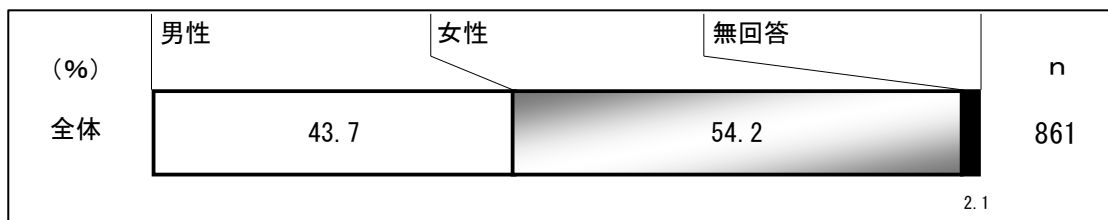
2. 調査結果（概要）

<回答者の属性>

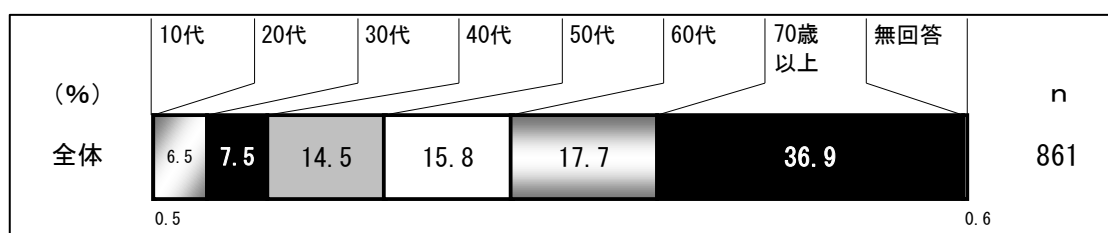
回答者の属性は以下のとおりです。

年齢では高齢の方の回答が多くなっているほか、富良野西中学校区、富良野東中学校区にお住まいの方の回答が多くなっています。

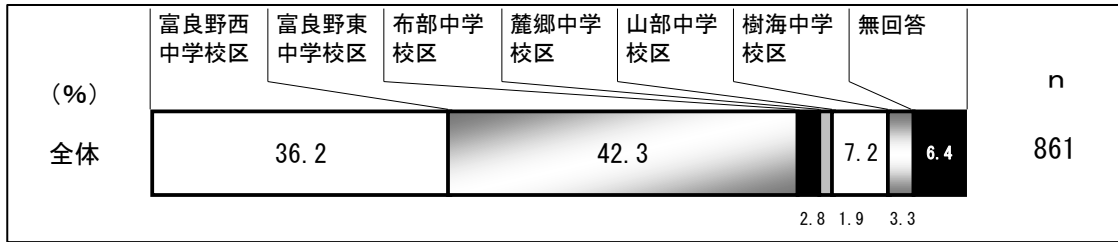
■回答者の性別■



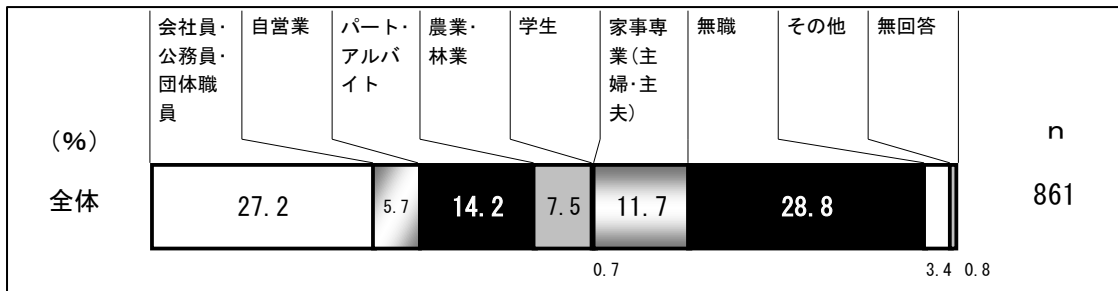
■回答者の年齢■



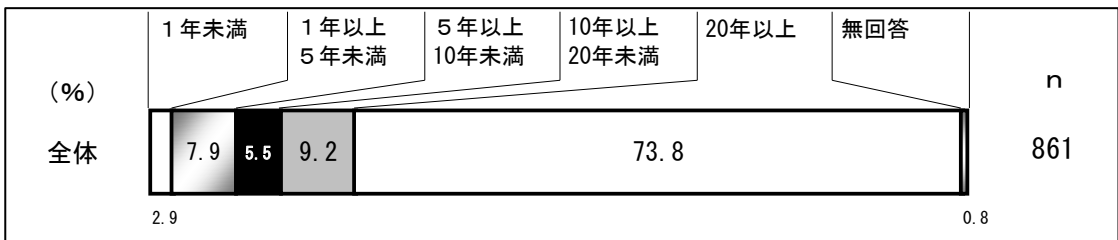
■回答者の居住地区■



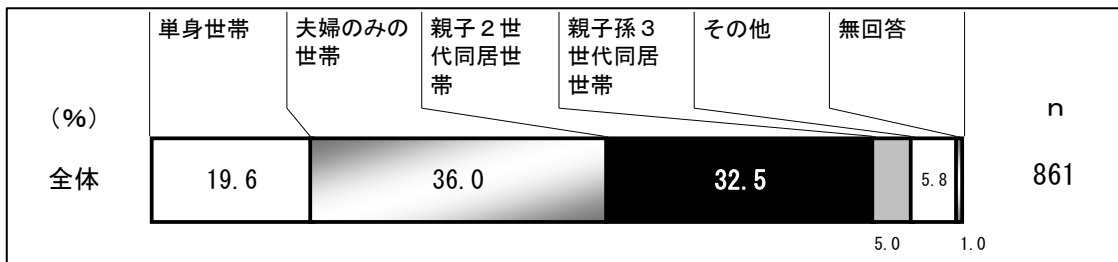
■回答者の職業■



■回答者の居住年数■



■回答者の家族構成■

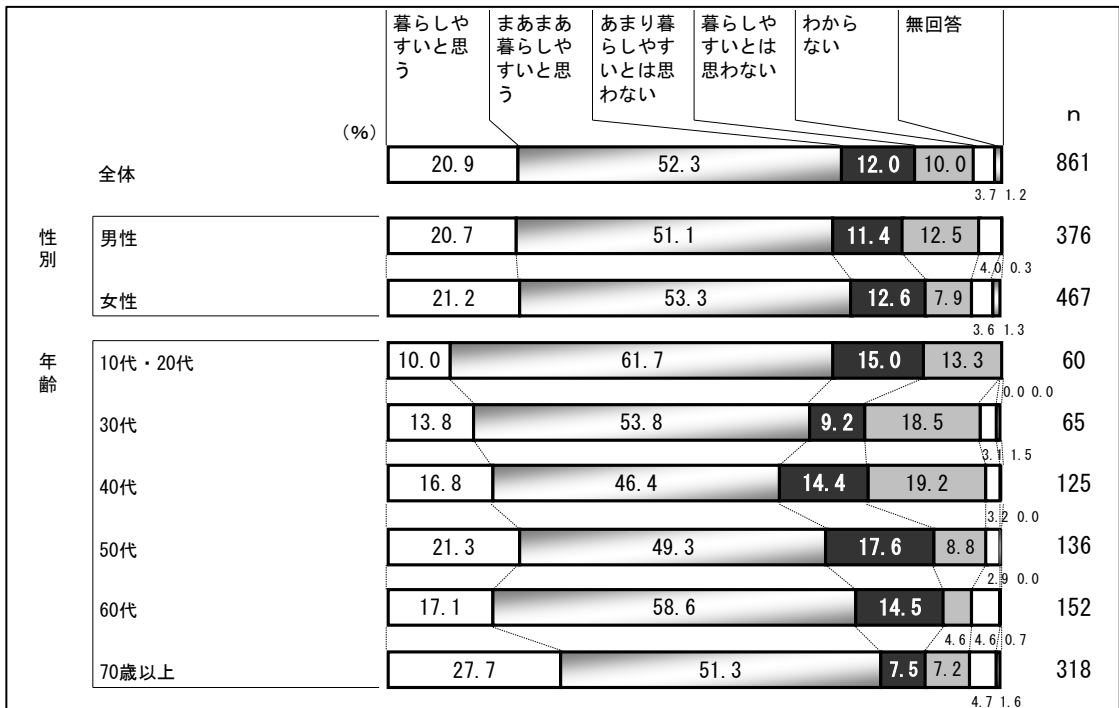


<富良野市の暮らしやすさ・暮らしの満足度>

富良野市の住みやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいと思う」(20.9%)と「まあまあ暮らしやすいと思う」(52.3%)を合わせた“暮らしやすいと思う”は全体の73.2%を占めており、多くの市民が暮らしやすさを実感していることがわかります。

一方で、「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」を合わせた“暮らしやすいとは思わない”の割合をみると、40代では33.6%を占めるほか、10代・20代、30代、50代でも3割弱を占めており、比較的若年層では暮らしやすさを実感できていない人が多いことがうかがえます。

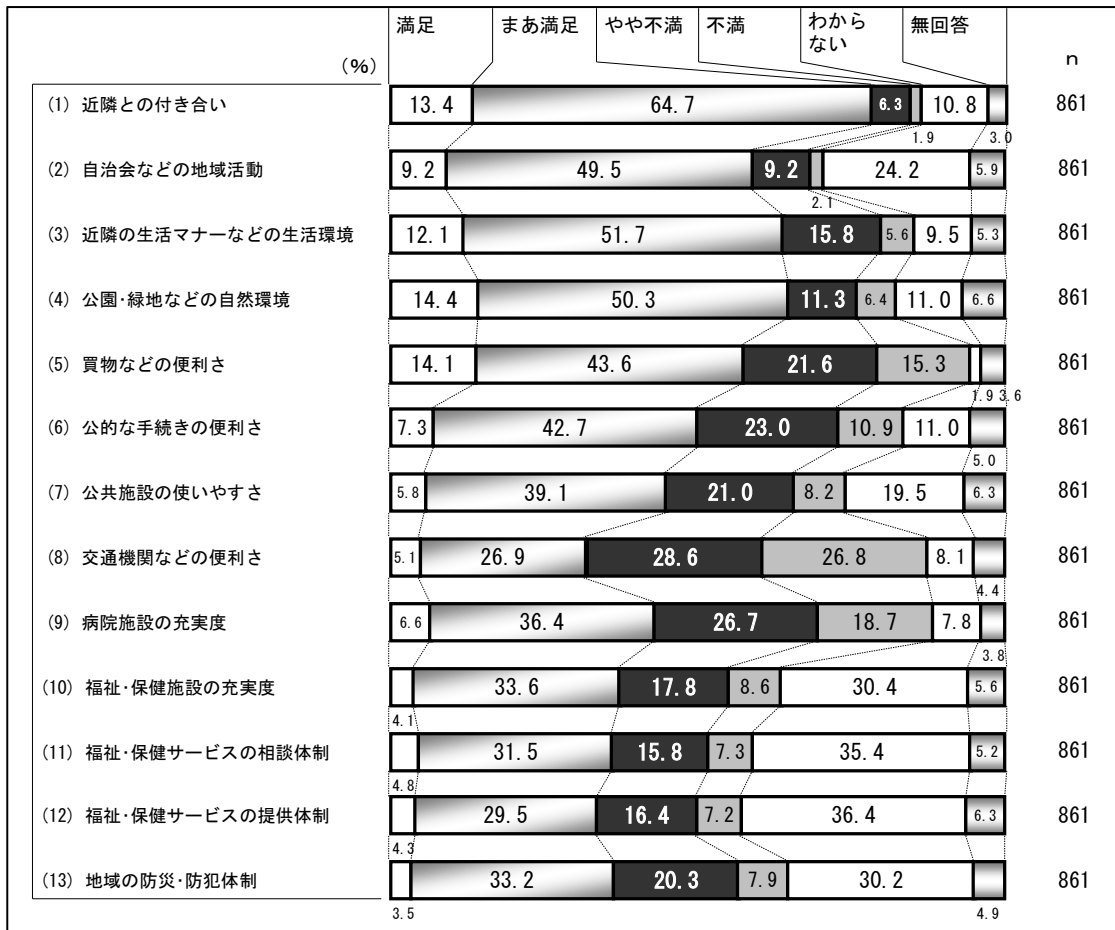
■富良野市は暮らしやすいと思うか■



地域の暮らしについて、項目別にその満足度をたずねたところ、「満足」と「まあ満足」の割合が高い項目は（１）近隣との付き合いや（４）公園・緑地などの自然環境、（３）近隣の生活マナーなどの生活環境などとなっています。

一方で、（８）交通機関などの便利さや（９）病院施設の充実度、（５）買物などの便利さなどは「やや不満」、「不満」の割合が高くなっています。

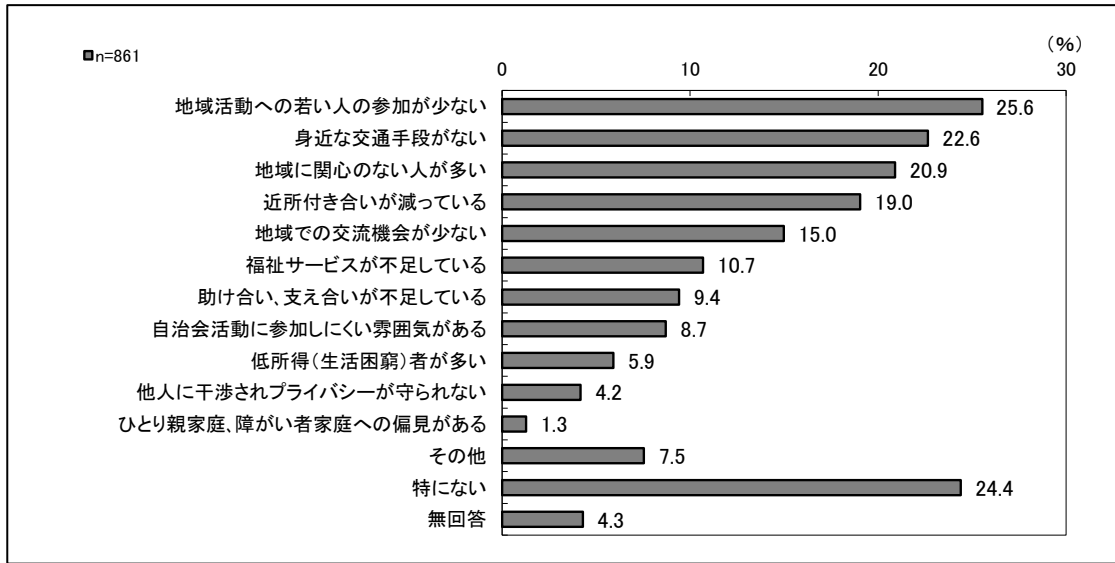
■地域の暮らしについて■



地域の問題点については、「地域活動への若い人の参加が少ない」(25.6%)が最も多く、次いで「身近な交通手段がない」(22.6%)、「地域の関心のない人が多い」(20.9%)などとなっています。

年齢で見ると、40代以下では「身近な交通手段がない」が第1位となっているのに対し、50代以上では「地域活動への若い人の参加が少ない」が第1位となっています。

■地域の課題点（全体／複数回答）■



■地域の課題点（全体・属性別—上位3項目／複数回答）■

単位：%

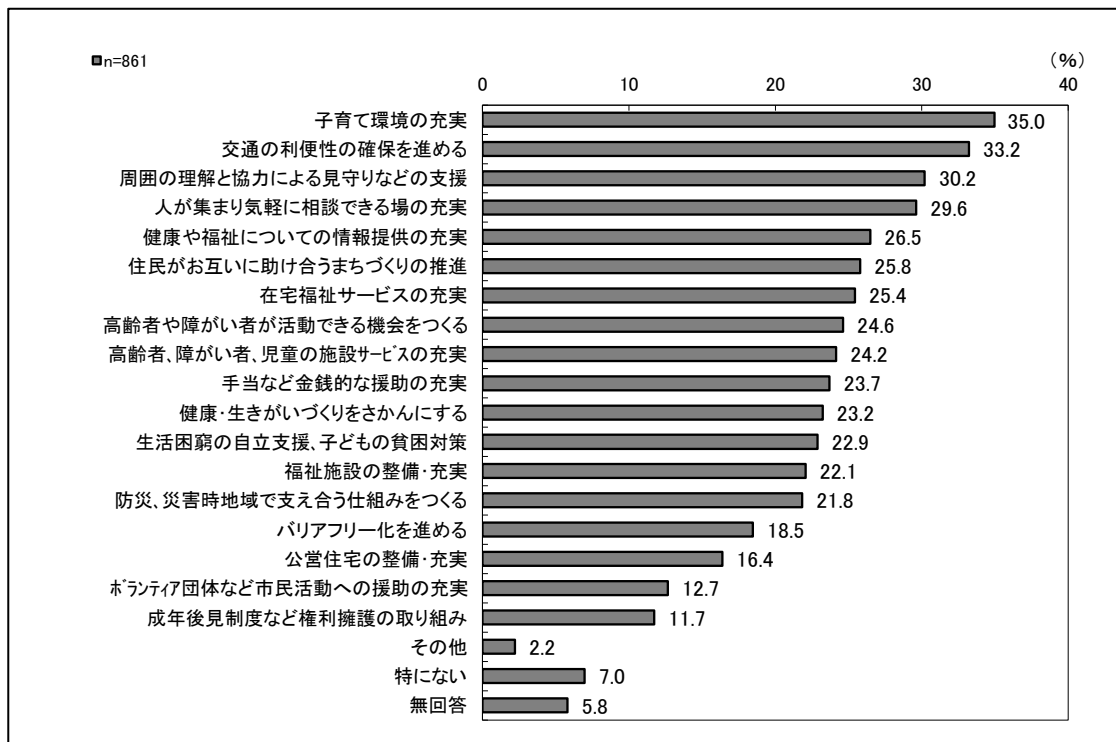
		第1位	第2位	第3位
全体		地域活動への若い人の参加が少ない 25.6	身近な交通手段がない 22.6	地域に関心のない人が多い 20.9
性別	男性	地域活動への若い人の参加が少ない 28.5	地域に関心のない人が多い 25.8	身近な交通手段がない 21.5
	女性	身近な交通手段がない 24.4	地域活動への若い人の参加が少ない 23.1	近所付き合いが減っている 18.6
年齢	10代・20代	身近な交通手段がない 26.7	近所付き合いが減っている／ 地域活動への若い人の参加が少ない	18.3
	30代	身近な交通手段がない 21.5	地域に関心のない人が多い 16.9	地域での交流機会が少ない／ 福祉サービスが不足している 12.3
	40代	身近な交通手段がない 32.8	地域に関心のない人が多い／ 地域活動への若い人の参加が少ない	21.6
	50代	地域活動への若い人の参加が少ない 31.6	地域に関心のない人が多い 26.5	身近な交通手段がない 25.7
	60代	地域に関心のない人が多い／ 地域活動への若い人の参加が少ない 26.3	19.7	近所付き合いが減っている
	70歳以上	地域活動への若い人の参加が少ない 28.9	近所付き合いが減っている 25.8	身近な交通手段がない 20.4

<安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み>

安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みについては、「子育て環境の充実」(35.0%)が最も多く、「交通の利便性の確保を進める」(33.2%)、「周囲の理解と協力による見守りなどの支援」(30.2%)などが続いています。

特に10代から30代までの若年層では「子育て環境の充実」が最も多くなっています。また、40代、50代では「交通の利便性の確保を進める」が最も多い回答となっています。

■安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み（全体／複数回答）■



■安心して暮らせる地域にするために重要な取り組み■
(全体・属性別—上位3項目／複数回答)

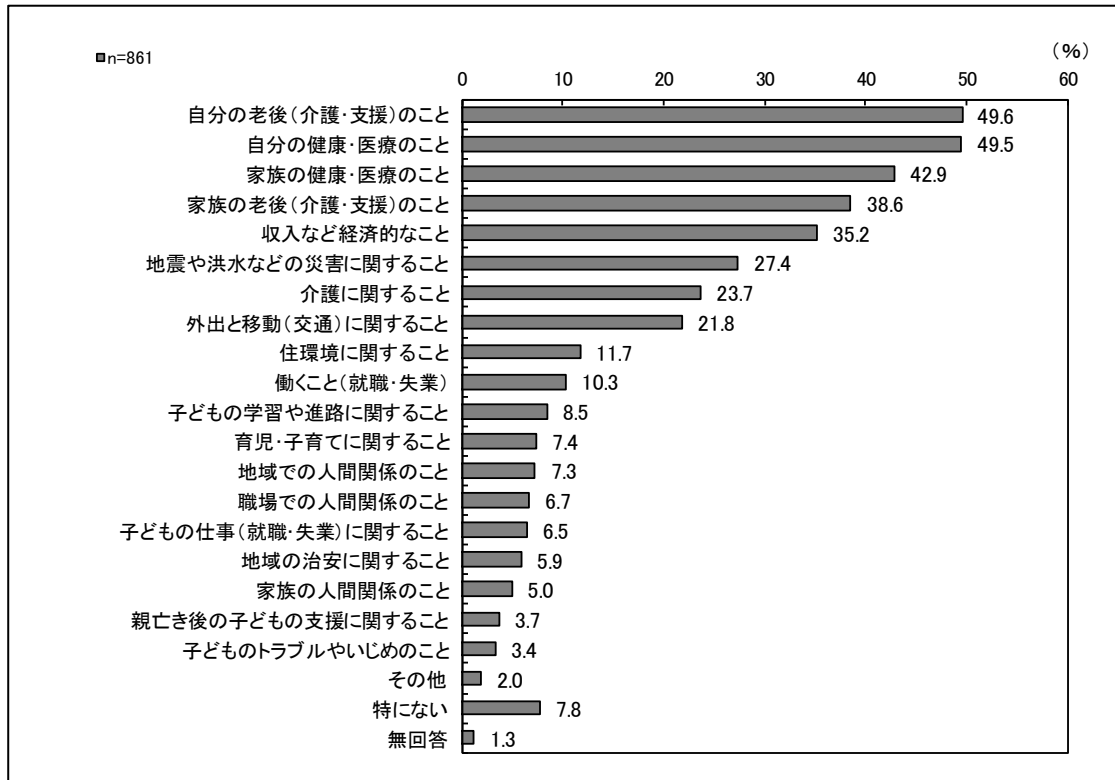
単位：％

		第1位	第2位	第3位
全体		子育て環境の充実 35.0	交通の利便性の確保を進める 33.2	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 30.2
性別	男性	子育て環境の充実 34.3	交通の利便性の確保を進める 32.2	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 31.1
	女性	子育て環境の充実 36.4	交通の利便性の確保を進める 34.9	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 29.6
年齢	10代・20代	子育て環境の充実 60.0	手当など金銭的な援助の充実 48.3	交通の利便性の確保を進める 40.0
	30代	子育て環境の充実 67.7	手当など金銭的な援助の充実 40.0	交通の利便性の確保を進める 27.7
	40代	交通の利便性の確保を進める 46.4	子育て環境の充実 43.2	手当など金銭的な援助の充実 38.4
	50代	交通の利便性の確保を進める 36.0	子育て環境の充実 33.8	高齢者や障がい者が活動できる機会をつくる／健康や福祉についての情報提供の充実 32.4
	60代	子育て環境の充実 31.6	健康や福祉についての情報提供の充実 30.9	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 30.3
	70歳以上	周囲の理解と協力による見守りなどの支援 38.1	交通の利便性の確保を進める 30.2	人が集まり気軽に相談できる場の充実 29.9

<日頃の不安>

日頃不安に思っていることについては、「自分の老後（介護・支援）のこと」（49.6%）が最も多く、次いで「自分の健康・医療のこと」（49.5%）、「家族の健康・医療のこと」（42.9%）などとなっており、健康や医療、介護に不安を抱える人が多いことがうかがえます。

■日常生活で日頃不安に思っていること（全体／複数回答）■



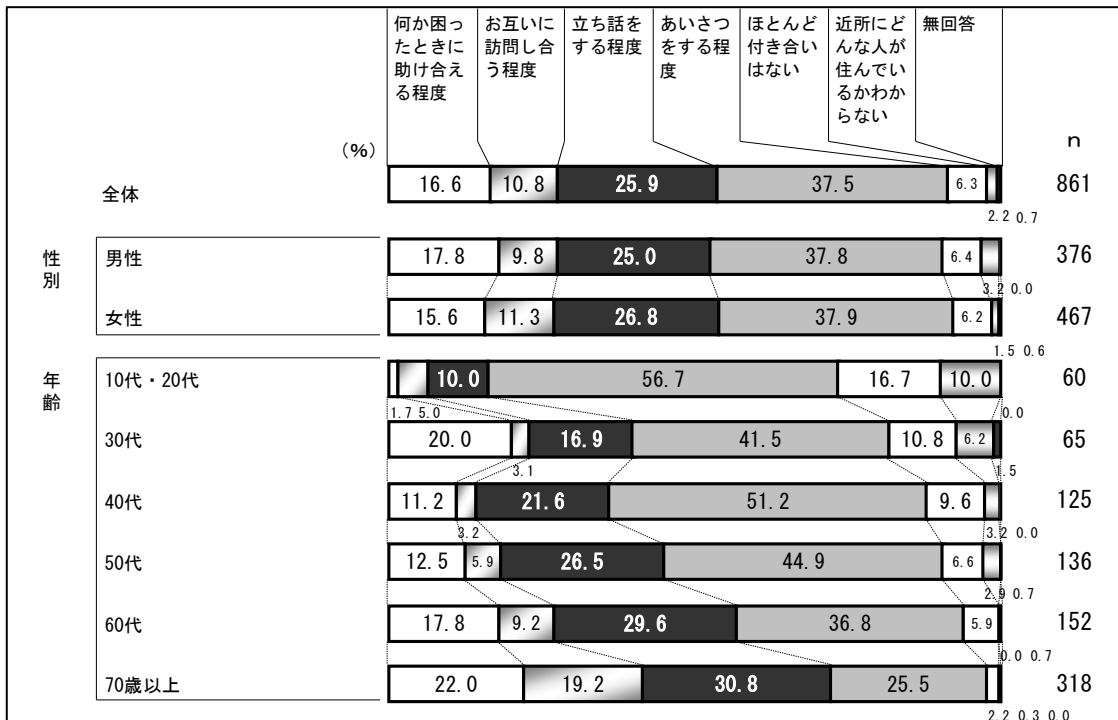
<近所との付き合い方>

近所との付き合いの程度についてたずねたところ、「あいさつをする程度」が37.5%、「立ち話をする程度」が25.9%などとなっています。「何か困ったときに助け合える程度」は16.6%となっています。

一方で、「ほとんど付き合いはない」が6.3%、「近所にどんな人が住んでいるかわからない」が2.2%となっており、わずかではあるものの、近所との付き合いが少ない人もいることがわかります。

特に若い世代ほど、近所との付き合いが希薄化する傾向にあります。

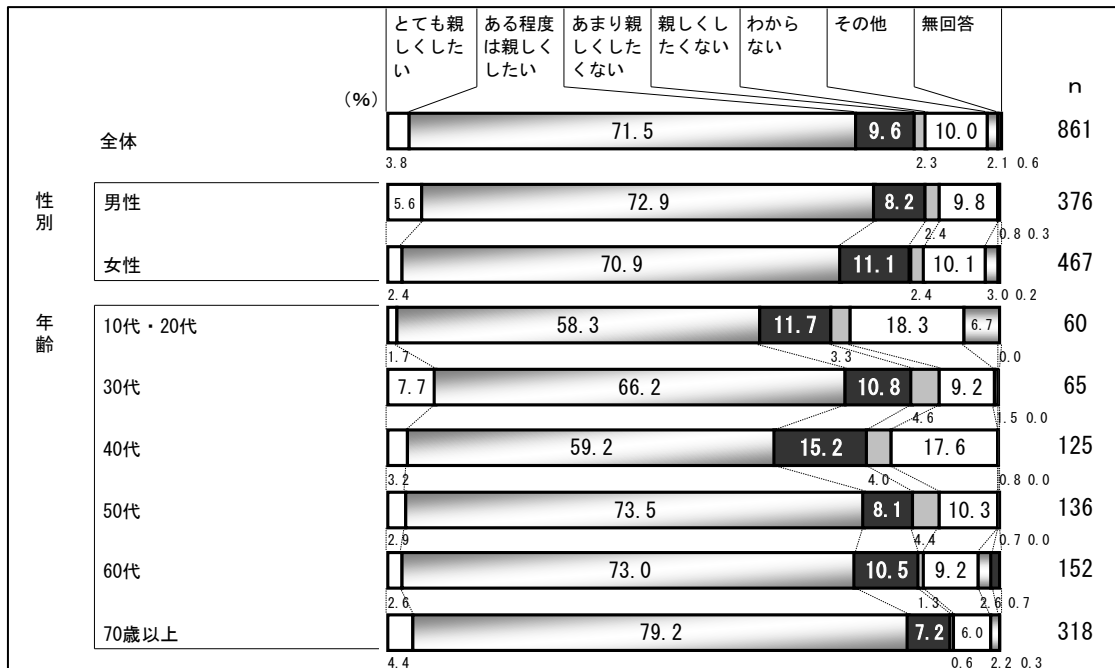
■近所との付き合いの程度■



希望する近所との付き合い方については、「とても親しくしたい」(3.8%)と「ある程度は親しくしたい」(71.5%)を合わせた“親しくしたい”が75.3%を占めるのに対し、「あまり親しくしたくない」(9.6%)と「親しくしたくない」(2.3%)を合わせた“親しくしたくない”は11.9%となっています。

“親しくしたい”の割合は若い世代ほど低くなる傾向がうかがえます。

■希望する近所との付き合い方■

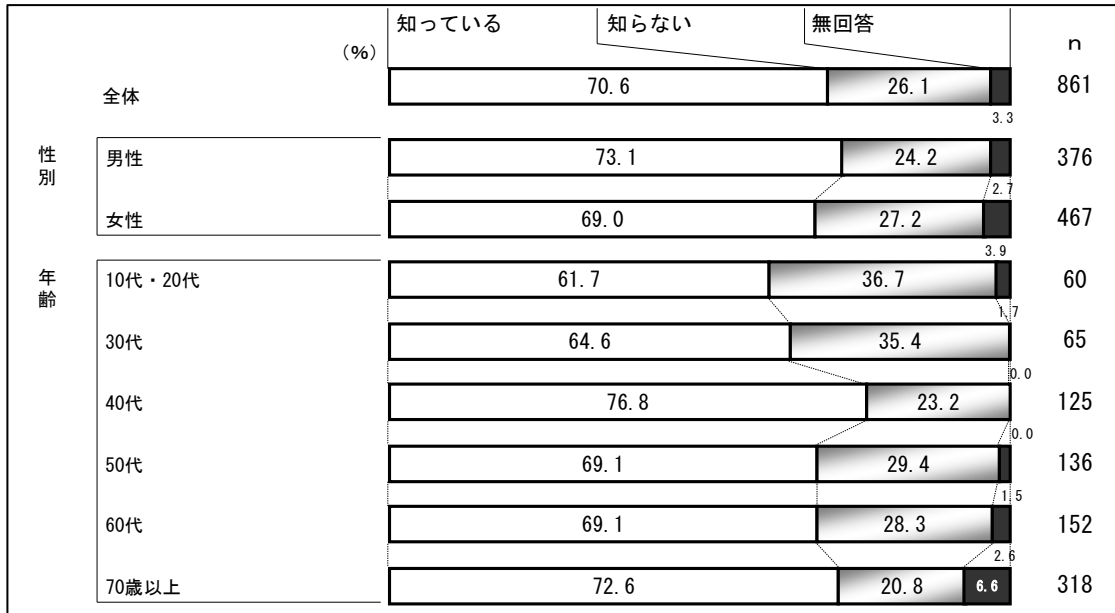


<災害への備え>

災害発生時の避難場所を知っているかたずねたところ、「知っている」が70.6%を占めるのに対し、「知らない」は26.1%となっています。

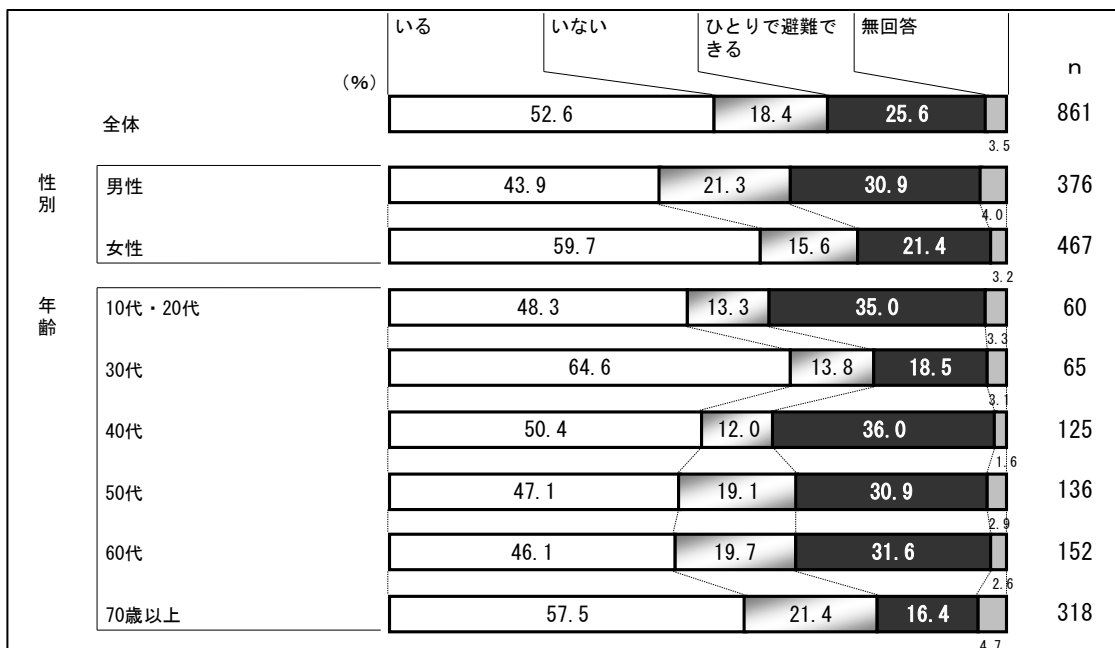
30代以下では「知らない」が3割台半ばを占めています。

■災害発生時の避難場所を知っているか■



避難の際に手助けしてくれる人はいるかたずねたところ、「いない」が全体の18.4%を占めています。高齢者や障がい者など非常時において何らかの支援を必要とする人の発見や支援体制の構築を進めていく必要があります。

■避難の際に手助けしてくれる人はいるか■

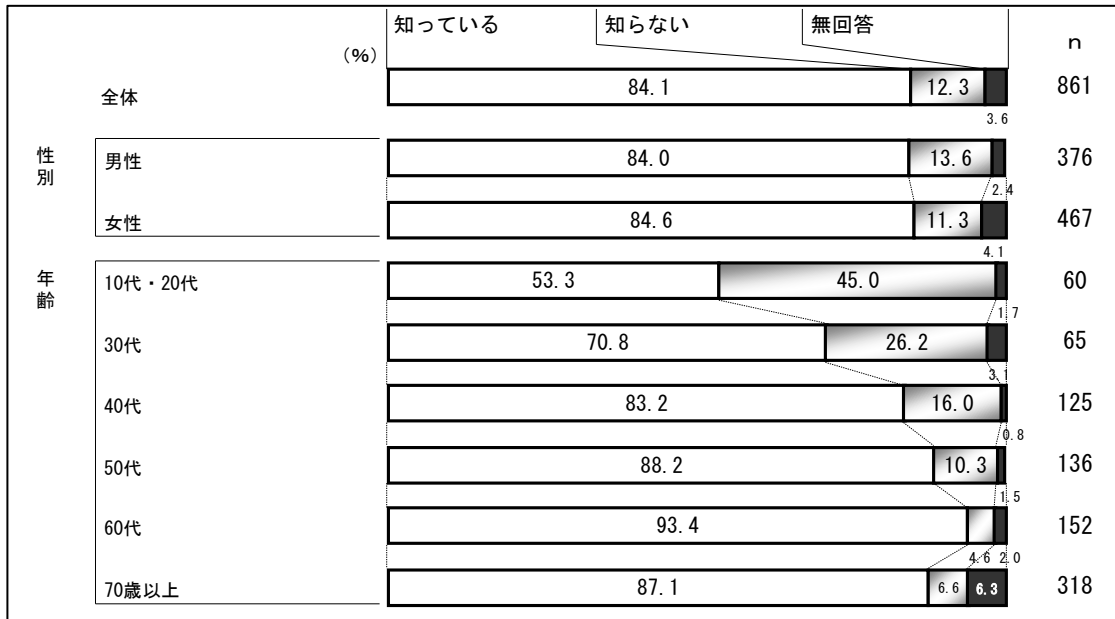


<民生委員・児童委員について>

民生委員・児童委員の名前や制度については、全回答者の8割以上が「知っている」と回答しています。

年齢で見ると、若い世代ほど「知らない」の割合が高くなる傾向がうかがえ、認知度の向上を図る上では、若年層へのアプローチを検討していく必要があります。

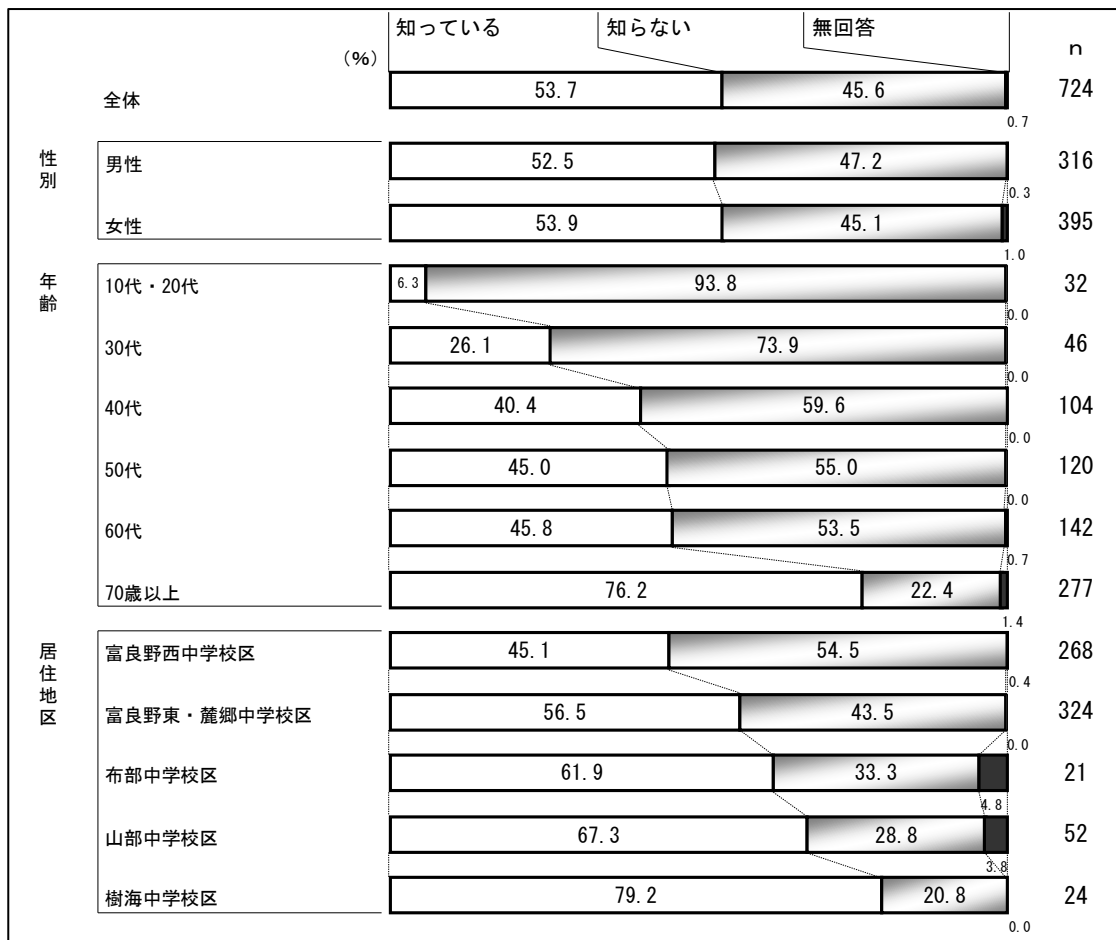
■民生委員・児童委員の名前や制度を知っているか■



また、地区の民生委員・児童委員が誰か知っているかたずねたところ、「知っている」は全体の5割強となっています。70歳以上では「知っている」が76.2%を占めています。

富良野西中学校区では「知っている」が5割に満たない結果となっています。

■地区の民生委員・児童委員が誰か知っているか■



<社会福祉協議会について>

富良野市社会福祉協議会を知っているかたずねたところ、「名前は知っているが活動は知らない」が全体の51.5%を占めています。

居住地区でみると、布部中学校区では「名前も活動も知っている」が54.2%を占めており、他の地区よりも認知度が高くなっています。

■富良野市社会福祉協議会を知っているか■

	(%)	名前も活動も知っている		名前は知っているが活動は知らない		名前も活動も知らない		無回答		n
全体		34.7		51.5		7.2		6.6		861
性別	男性	39.4		47.6		7.2		5.9		376
	女性	31.3		54.8		7.5		6.4		467
年齢	10代・20代	18.3		55.0		26.7				60
	30代	27.7		58.5		12.3		0.0		65
	40代	36.0		54.4		7.2		1.5		125
	50代	33.8		59.6				2.4		136
	60代	32.2		55.9		5.3		2.9 3.7		152
	70歳以上	40.6		42.8		5.3		11.3		318
居住地区	富良野西中学校区	34.0		54.8		7.1		4.2		312
	富良野東・麓郷中学校区	34.5		53.2		5.5		6.8		380
	布部中学校区	54.2		33.3		8.3		4.2		24
	山部中学校区	41.9		45.2				8.1		62
	樹海中学校区	39.3		35.7		10.7		14.3		28

<権利擁護について>

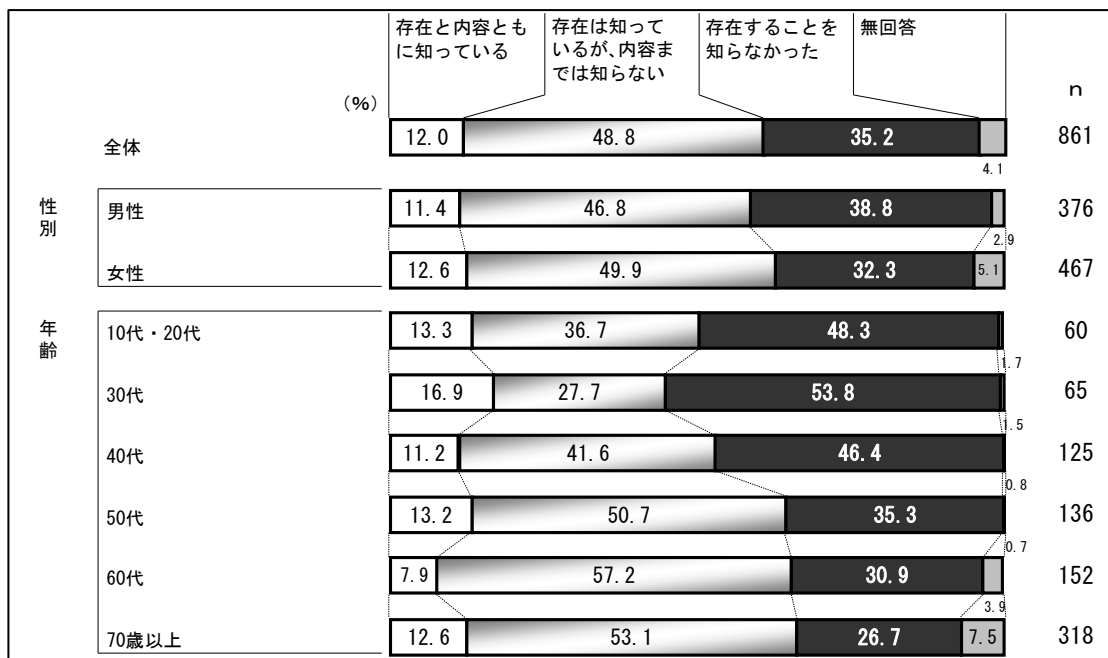
成年後見制度についてどの程度まで知っているかたずねたところ、「存在は知っているが内容までは知らない」が全体の54.5%を占めるほか、「存在することを知らなかった」も19.5%となっており、制度の周知は依然として途上にあることがわかります。「存在と内容ともに知っている」の割合は年齢や性別等に関わらず、いずれも2割前後となっています。

■成年後見制度の認知度■

		認知度 (%)				n
		存在と内容ともに知っている	存在は知っているが内容までは知らない	存在することを知らなかった	無回答	
性別	全体	21.5	54.5	19.5	4.5	861
	男性	21.3	55.9	20.2	2.7	376
	女性	22.1	53.3	19.3	5.4	467
年齢	10代・20代	23.3	45.0	30.0	1.7	60
	30代	24.6	47.7	27.7	0.0	65
	40代	23.2	54.4	20.8	1.6	125
	50代	24.3	58.1	16.9	0.7	136
	60代	21.7	60.5	15.1	2.6	152
	70歳以上	18.9	52.8	18.6	9.7	318

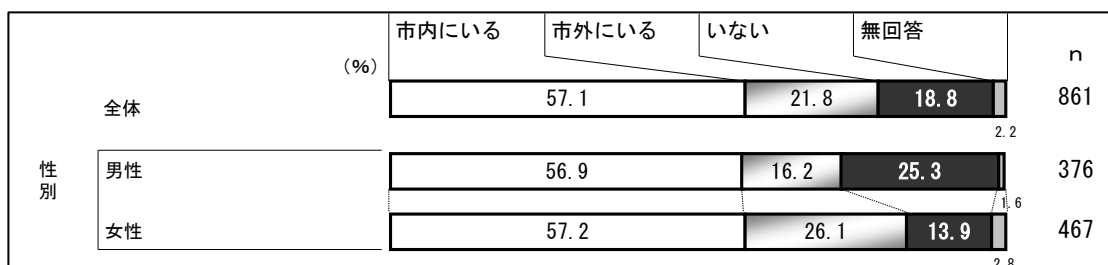
また、日常生活自立支援事業を知っているかたずねたところ、「存在と内容ともに知っている」は、全体の12.0%にとどまっております、成年後見制度よりも認知度が低い状態となっています。

■日常生活自立支援事業を知っているか■



判断能力が低下した時に契約や金銭の管理をする人はいるかたずねたところ、「市内にいる」は全体の57.1%、「市外にいる」は全体の21.8%を占めています。一方で、「いない」は全体の18.8%を占めており、特に男性では25.3%と、4人に1人が契約や金銭等の管理等において頼りにできる人がいないことがうかがえます。

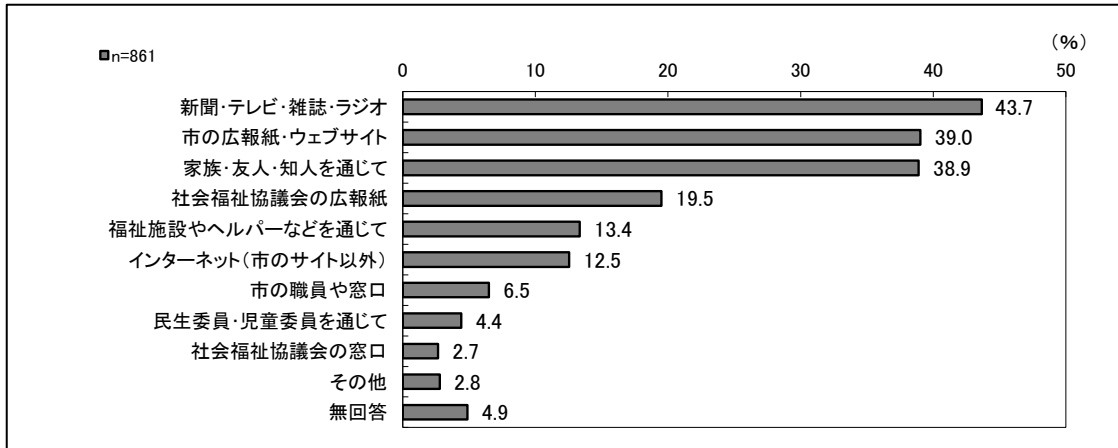
■判断能力が低下した時に契約や金銭の管理をする人はいるか■



<福祉情報の取得>

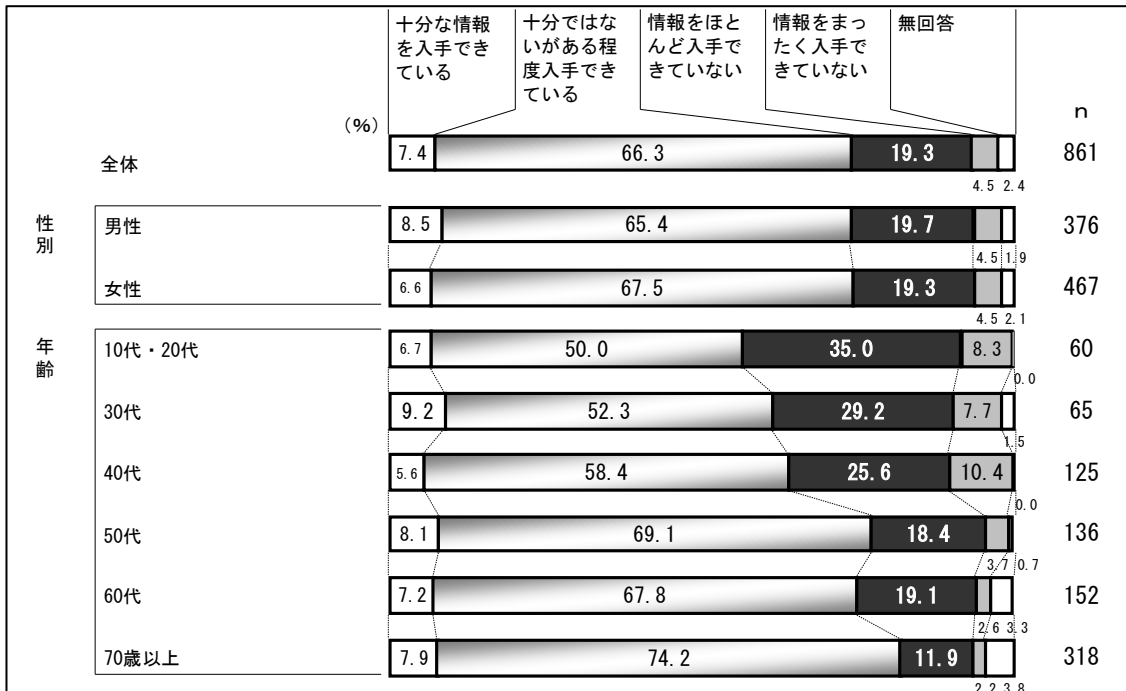
福祉に関する情報や知識の入手方法についてたずねたところ、「新聞・テレビ・雑誌・ラジオ」（43.7%）、「市の広報紙・ウェブサイト」（39.0%）、「家族・友人・知人を通じて」（38.9%）が上位となっています。市の広報やウェブサイトは、福祉サービスの周知に大きな役割を果たしていることがうかがえます。

■福祉に関する情報をどこから得ているか（全体／複数回答）■



福祉や健康に関する情報を十分に得られているかという設問に対しては、「十分ではないがある程度入手できている」が全体の66.3%を占めています。若年層ほど情報を入手できていない傾向がうかがえる結果となっています。

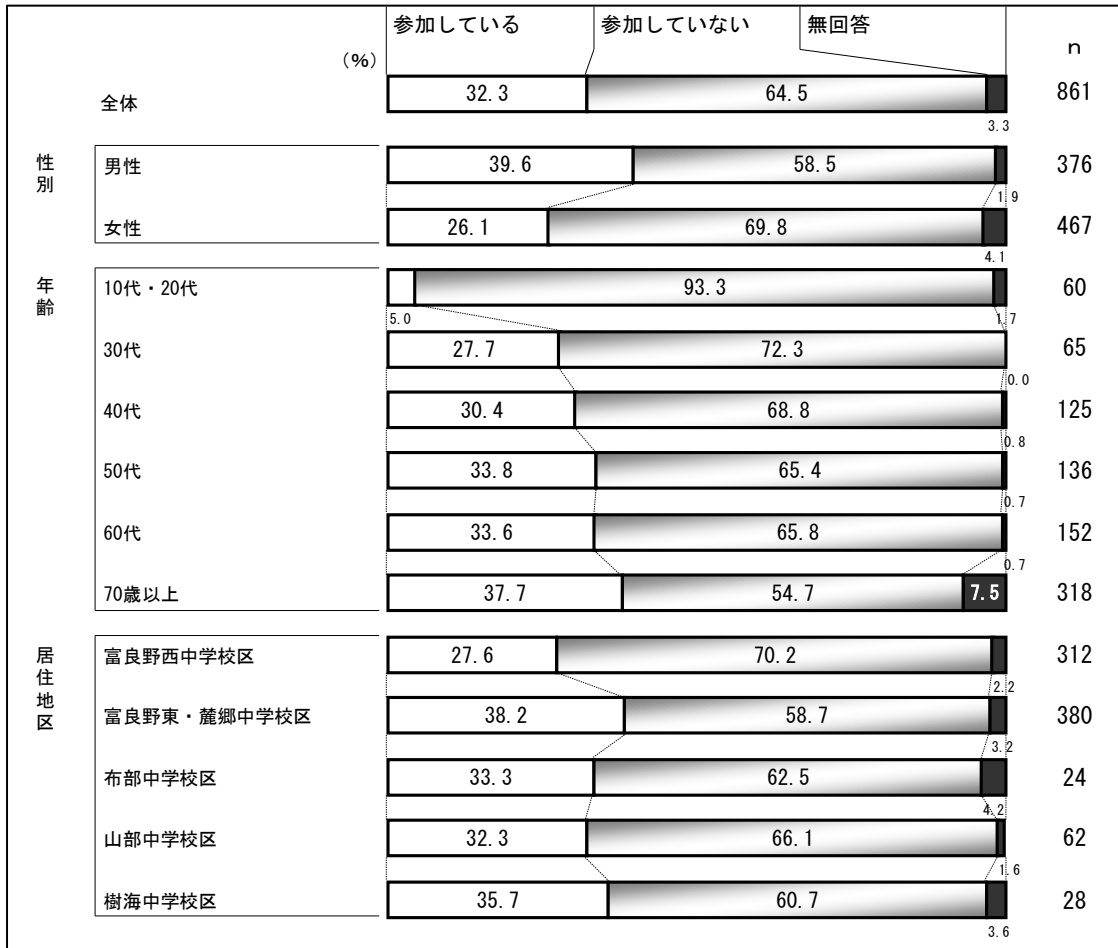
■福祉や健康に関する情報を十分に得られているか■



<地域活動について>

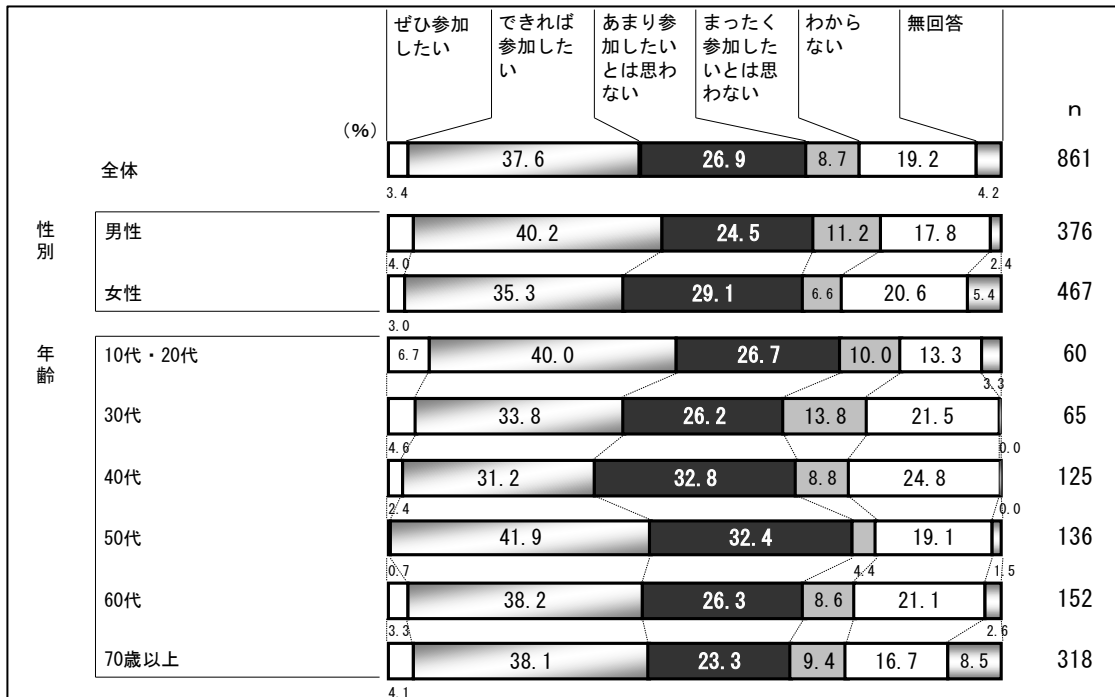
地域活動やボランティア活動への参加状況については、「参加していない」が64.5%、「参加している」が32.3%となっています。特に女性では「参加していない」が69.8%と、男性よりも高い割合を占めています。

■地域活動やボランティア活動への参加状況■



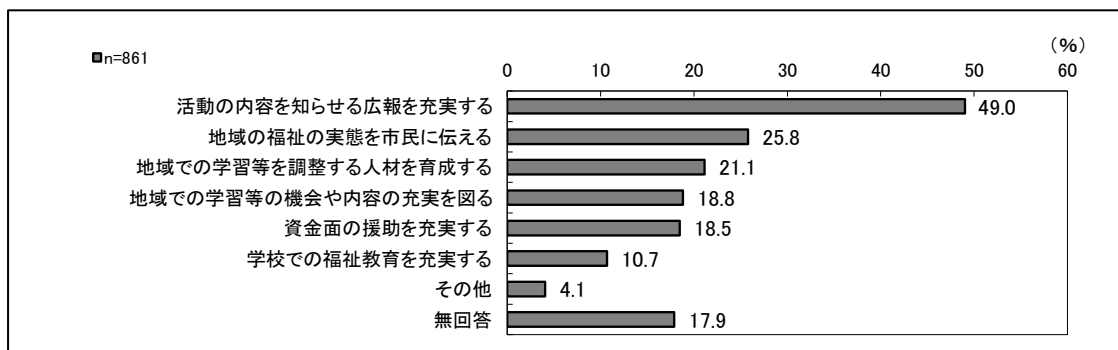
地域活動やボランティア活動への参加意向についてたずねたところ、「できれば参加したい」が全体の37.6%を占めています。一方で、「あまり参加したいとは思わない」も26.9%、「まったく参加したいとは思わない」も8.7%を占めています。活動への関心を高めるとともに、実際の参加につなげていくための取り組みが求められます。

■地域活動やボランティア活動への参加意向■



地域活動やボランティア活動を広げるために重要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が他を大きく引き離して最も多くなっています。

■地域活動やボランティア活動を広げるために重要なこと（全体／複数回答）■



(4) 統計データとアンケート調査結果から見た富良野市の現状

富良野市の現状について、統計データやアンケート調査結果を踏まえて以下のように整理します。

1. 富良野市は“暮らしやすい”と感じている市民が7割以上を占める。

アンケートで富良野市の暮らしやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいと思う」が20.9%を占めたほか、「まあまあ暮らしやすいと思う」も52.3%を占めており、多くの回答者が本市の暮らしやすさを実感していることがうかがえます。

2. 地域とのつながりに満足している人が多いが、若年層では地域とのつながりが希薄な傾向が強い。

アンケートで、地域の暮らしにおける満足度について項目別にたずねたところ、「近隣との付き合い」では満足度が高くなっています。近所との付き合い方については、「あいさつをする程度」が37.5%、「立ち話をする程度」が25.9%を占めるなど、一定の距離を保った付き合いをしている人が多いことがうかがえ、希望する近所との付き合い方についても、「ある程度は親しくしたい」が71.5%を占めています。

一方で、近所と「ほとんど付き合いはない」や「近所にどんな人が住んでいるかわからない」もそれぞれ全体の6.3%、2.2%を占めており、特に若年層ほどこれらの割合が高くなっています。地域の問題点として「地域活動への若い人の参加が少ない」と回答した人が最も多いことから、若い世代の地域への参画が希薄化していることがうかがえます。

3. 「介護」や「健康・医療」に不安を抱える人が多い。

アンケート結果をみると、日常生活で日頃不安に思っていることとして、自分・家族の「介護」や「健康・医療」が上位を占めています。医療技術の向上や衛生環境の改善により、日本全体で平均寿命が延伸しており、世界的にも長寿の国の1つとなっていますが、本市の要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、認定率も上昇傾向が続いています。令和7年には団塊世代が後期高齢者となることが見込まれることから、今後も認定者数の増加は続くことが見込まれ、介護保険サービスの充実は全国的な課題の1つとなっています。

また、日々の健康状態は一人ひとりのQOLⁱの向上にもつながると考えられ、健康づくり施策の重要性は、今後ますます高まっていくことが見込まれます。

ⁱ 一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた「生活の質」を指す。生きる上での満足度を示す指標の1つ。

4. 交通の利便性の確保が課題の1つ。

アンケート結果では、交通機関などの便利さについて、「やや不満」または「不満」と回答した人が合計で全体の55.4%を占めています。また、地域の問題点として「身近な交通手段がない」を挙げた人が全体の22.6%を占め、2番目に多い回答となっていたほか、安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みとして、「交通の利便性の確保を進める」が第2位となっています。

モータリゼーションⁱⁱの進展や人口減少に伴い、地域公共交通は全国的に縮小していくことが見込まれますが、その一方で、高齢者による免許の返納などに伴って生じるニーズにも対応していく必要があります。また、本市は降雪量が多いことから、冬季における公共交通の重要性が特に高い地域でもあります。このほか、本市は道内でも有数の観光地であるため、市外からの観光客の交通マナー向上等も合わせて図っていく必要があります。

近年は自動運転に関する研究が多くの企業で進められていますが、こうした技術も導入の可能性について検討する必要性が高まっているものと見込まれます。

5. 子育て環境の充実を希望する市民が多い。

アンケート結果では、安心して暮らせる地域にするために重要な取り組みとして、「子育て環境の充実」が最も多い回答となっており、特に10代から30代までの若年層の回答が多い項目となっています。

就学前児童の保護者、就学児童の保護者を対象とした「富良野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成30年12月実施）でも、“不満”を感じている人がいずれも4割以上を占めており、“満足”と回答した人の割合を上回る結果となっています。

若年層における満足度を高めていくためには、子育て環境の改善・充実を図っていく必要があります。

ⁱⁱ 自動車が社会に広く普及し、生活必需品として入り込んでいる状態のこと。

第3章 社会制度の変化

第1節 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

（1）新たな地域福祉計画のポイント

平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。地域福祉計画策定のポイントは以下のとおりです。

1. 福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケアⁱⁱⁱ」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

2. 新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、平成29年9月に厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

ⁱⁱⁱ 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

■福祉に関して共通して取り組むべき事項■

① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携
② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑩ 高齢者や障害者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方
⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第2節 保健・福祉関連分野における主な取り組み

(1) 子ども・子育て支援分野

1. 「富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定

全国的な傾向として、少子化が進んでいるものの、核家族化やプライバシー意識の高まり等により、「孤育て」傾向が強まっているほか、共働き世帯の増加による教育・保育ニーズが高まりを見せています。本市においてもその傾向は同様であり、社会全体で子育てを支援していくことはますます重要になっています。

国は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を開始し、より利用者（子どもとその保護者）の視点に立った制度として整備してきました。また、令和元年10月からは子育てを社会全体で支えていく仕組みの1つとして、幼児教育・保育の無償化が開始されています。

本市では、令和2年2月に「すべては子ども達のために すべての子どものために」を基本理念とする「富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市に居住するすべての子どもの成長を支援するための取り組みと、その保護者あるいはこれから子どもを持つとしようとする市民を支援するための取り組みを体系的に取りまとめています。

(2) 高齢者福祉・介護保険事業分野

1. 「第8期富良野市高齢者福祉・介護保険事業計画」の策定

高齢者が増加し続ける中、介護保険制度を活用した介護保険サービスの限界が全国的な大きな課題となっています。こうした状況に対応するため、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築・推進を進めています。今後は地域包括ケアシステムの深化・推進はもちろんのこと、介護予防及び重度化防止のさらなる強化、健康寿命の延伸に向けた取り組みが求められます。

本市においては、令和3年3月に「第8期富良野市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定し、「助け合いと支え合い 高齢者にやさしいまちづくり」を基本理念として、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図っていくこととしています。

■地域包括ケアシステムのあり方■

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

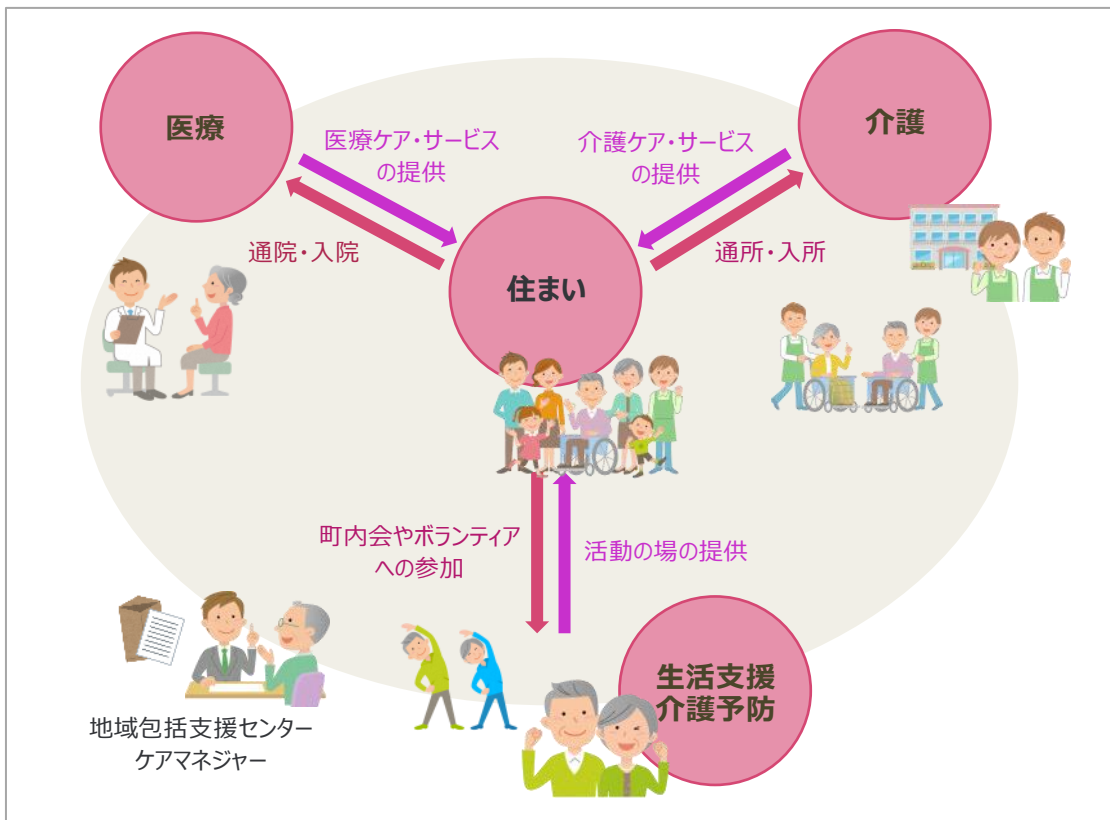
【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

■地域包括ケアシステムの姿■



(3) 障がい者福祉分野

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年4月1日から施行されました。障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、障がい児に対するきめ細かな対応を図ることを目的に、サービスの充実が図られることとなっています。

本市では、法律改正を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第4期富良野市障がい者計画」に基づき、「ともに生き ともに暮らせるまち ふらの」の実現に向けた各種施策の推進に努めるとともに、令和2年度には「第6期富良野市障がい福祉計画」及び「第2期富良野市障がい児福祉計画」の策定作業を行っています。障がいの有無に関わらず、すべての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けた障がい者福祉施策を推進しています。

■改正障害者総合支援法・改正児童福祉法の概要（抜粋）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- 1) 「自立生活援助」の新設
- 2) 「就労定着支援」の新設
- 3) 重度訪問介護の院内利用への拡充
- 4) 介護保険の利用者負担の障害福祉償還の創設

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 1) 「居宅訪問による児童発達支援」の新設
- 2) 保育所等訪問支援の乳児院・児童養護施設への拡充
- 3) 医療的ケア児への自治体における保健・医療・福祉等の連携促進
- 4) 自治体における障害児福祉計画の策定

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 1) 成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児への補装具の貸与活用の拡充
- 2) 都道府県による事業所情報公表制度の創設と、自治体による調査事務・審査事務の効率化

(4) 保健・医療分野

1. 「富良野市健康増進計画（第二次）」に基づく取り組みの推進

我が国は公衆衛生の改善、医学の進歩による長寿化により、世界でも有数の長寿国の1つとなっていますが、その一方で、急速な高齢化の進行、生活習慣の変化などにより、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加してきました。このような状況に対し、国は「健康日本21（第二次）」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するとしています。

本市では、平成25年3月に市民の健康づくりを推進する指針として、「富良野市健康増進計画（第二次）」を策定し、健康格差の縮小や生活習慣病の重症化予防等に取り組んでいます。

2. 「富良野市自殺対策計画」の策定

平成31年3月には「誰も自殺に追い込まれることのない富良野市の実現」を目指す計画として、「富良野市自殺対策計画」を策定しました。富良野市では男性の40代・50代の有職者の自殺率が高いことが示されており、特に中高年男性への支援について、検討を深めていく必要性が高いことがうかがえます。

(5) 防災分野

1. 災害対策基本法の改正と防災体制の強化

我が国は世界でも有数の自然災害が多い国であり、毎年台風や地震など、様々な災害が発生しています。内閣府も、災害によって放置された車両を道路管理者が強制移動できるようにするなど、より効率的な対策ができるよう定期的に災害対策基本法を改正しています。

本市では、平成25年に市内外の福祉施設と福祉避難所設置に関する協定を結び、指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者を受け入れられる体制を整えています。また、令和元年5月には富良野市地域防災計画の見直しを行い、それを基に防災訓練の実施や避難行動要支援者名簿の作成等を行っています。総合的かつ計画的な防災事務及び業務の遂行により、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図っています。

2. 感染症対策の強化

令和元年の終わりから世界的な拡大をみせた新型コロナウイルス感染症（Covid-19）は依然として収束をみせることなく、日本国内でも多くの感染者が日々確認されています。有効な治療法は依然として確立されておらず、会話や咳などの日常生活で行われる行動を経由して感染するとされており、現時点においては、感染を防ぐための取り組みが求められています。密閉・密集・密接した空間を避けることが要請され、ソーシャル・ディスタンス（フィジカル・ディスタンス）の考え方も広く浸透しています。こうした感染症対策は、これまでの地域活動にも大きな影響を与えるものであり。新たに感染症予防の観点を含めた事業のあり方・実施方法を模索していく必要があります。IoT^{iv}技術等の活用も積極的に検討していく段階となっています。

^{iv} Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報通信を行う仕組み、あるいはこれによるデジタル社会の実現を指す。

第4章 地域福祉計画における基本理念

第1節 計画が目指すまちの姿

(1) 計画の基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

■計画の基本理念■

つながり 支え合い
共に生きるまち ふらの

この基本理念は、これまで展開されてきた、行政による一方的な扶助型の福祉ではなく、市民参画型の福祉（サービス利用者視点に立った福祉のあり方）へと転換していくことを願い、定めるものです。「支え手（サービスを提供する側）」、「受け手（サービスを利用する側）」という区別から脱却し、地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合うことにより、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちづくりを進めていきます。

(2) 基本理念の実現に向けた基本目標の設定

≪基本目標1≫地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

地域福祉の主体は住民です。行政による福祉サービスのみでは、地域における多様な生活課題には十分に対応できず、これからの福祉においては、住民や地域団体の積極的な関与が重要です。

市民の地域福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域を支える主体としての育成を図ります。

■指標の設定（基本目標1）■

指標名	現状値	目標値	担当部諸等
① ボランティア登録者数	369人 (令和元年度)	400人 (令和7年度)	社会福祉協議会
② ふれあいサロン事業 実施箇所数	17か所 (令和元年度)	22か所 (令和7年度)	高齢者福祉課 社会福祉協議会

≪基本目標2≫住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

生活様式の変化により、これまでの制度では十分に対応できないような生活課題も生じるようになりました。また、その生活課題も複雑化しており、個別の対応が必要なケースも生じるようになっていきます。

既存の福祉サービスを持続的に提供できるよう、適切なサービスの提供に努めるとともに、複雑化する生活課題に対しても対応できるよう、各種福祉機関等との連携を図っていきます。

■指標の設定（基本目標2）■

指標名	現状値	目標値	担当部署等
① 子育て環境や支援の満足度における“満足”の割合	16.5% (令和元年度)	80.0%以上 (令和6年度)	こども未来課
② 通いの場等への健康教育 実施数	20か所 (令和2年度)	30か所 (令和7年度)	保健医療課
③ 障がいサービス等利用計画の 作成率	92.2% (令和元年度)	97.7% (令和7年度)	福祉課

《基本目標3》安心して住み続けられる快適なまちづくり

あらゆる市民が暮らしやすい富良野市であるためには、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備が不可欠です。心理的・物理的なバリアフリーが実現されることはもちろん、災害等の非常時においても、必要な支援が得られるような環境づくりが必要です。

他分野の計画・施策等とも連携しながら、より暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

■指標の設定（基本目標3）■

指標名	現状値	目標値	担当部署等
① 成年後見制度の利用者数	57人 (令和元年度)	60人 (令和7年度)	社会福祉協議会
② 避難行動要支援名簿における関係機関への個人情報提供同意者の数	179人 (令和元年度)	600人 (令和7年度)	総務課
③ 安全・安心メールの登録	1,758人 (令和元年度)	2,500人 (令和7年度)	総務課

《基本目標4》地域福祉を支える市の体制強化

住民が主体となる地域福祉においては、行政が組織横断的に各主体間の連携を図っていくことが今まで以上に重要となります。

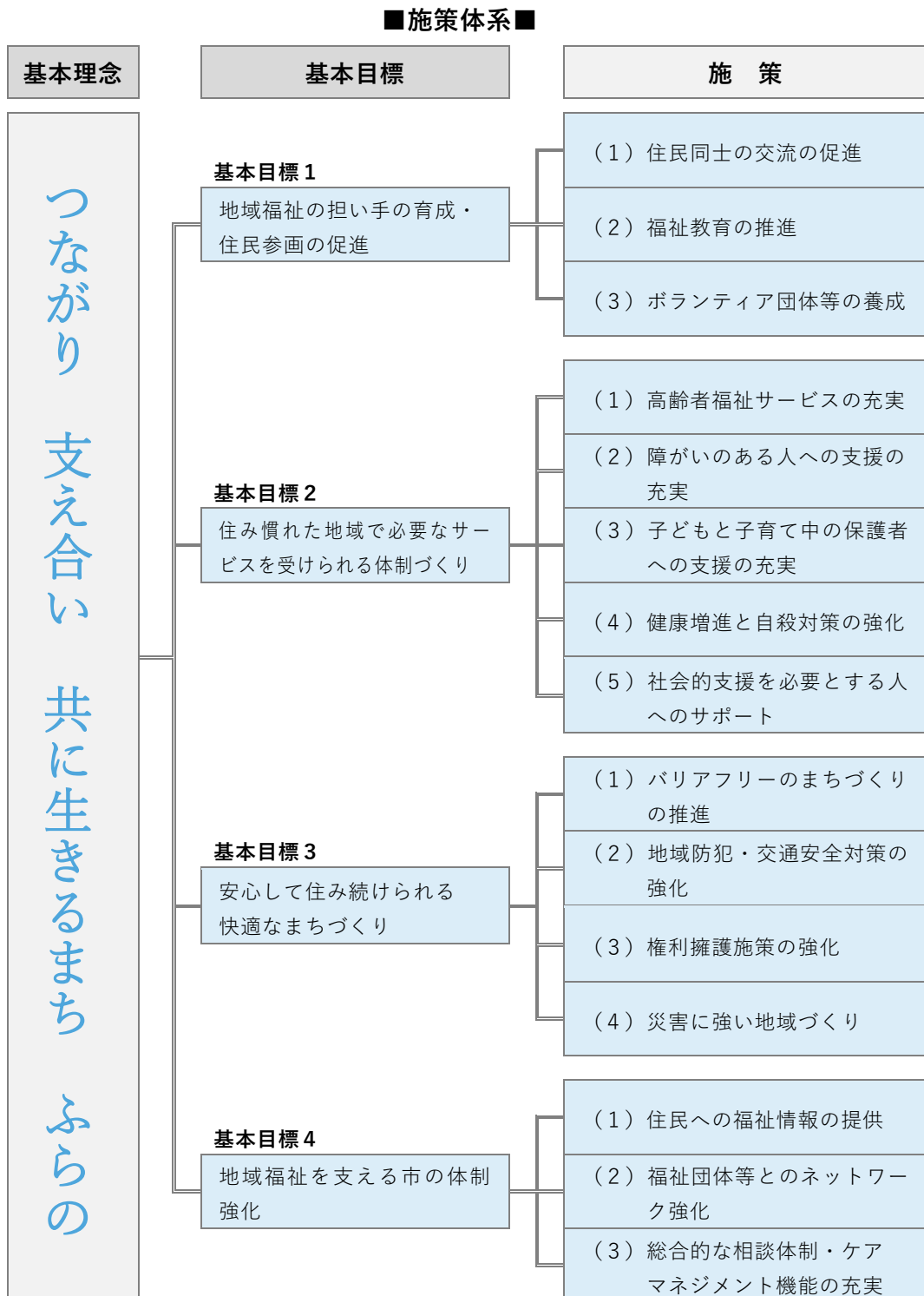
既存の福祉制度に基づくサービスの適正な提供に努めつつ、住民のより積極的な福祉への参加を目指し、必要な情報の提供や各種団体とのネットワーク強化、庁内における連携の強化を図っていきます。

■指標の設定（基本目標4）■

指標名	現状値	目標値	担当部署等
① Webサイトによる情報提供	7,321件 (令和元年度)	8,000件 (令和7年度)	福祉課
② 生活困窮者自立支援センターによる相談件数	43件 (令和元年度)	50件 (令和7年度)	社会福祉協議会

(3) 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。



第5章 施策の展開

第1節 (基本目標1)

地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

(1) 住民同士の交流の促進

地域共生社会の実現に向けては、すべての市民が相互に助け合える関係性を日頃から構築しておく必要があります。地域福祉の推進は市民同士のつながりが基盤となることから、普段の近所づきあいをはじめとして、生涯学習・生涯スポーツなどの地域活動等をきっかけとして市民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図り、地域のつながり力の強化を図っていきます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 地域活動に参加しましょう。
- 地域のサークルや団体同士との積極的な交流を図りましょう。
- あいさつなどを積極的にし、常日頃から声かけを心がけましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	地域福祉生活支援事業	住民自治組織による自主的な地域福祉活動を促進するため、地域の取り組みや資源を有効に活用するための福祉情報を提供するとともに、住民自治組織同士の連携強化を図ります。	社会福祉協議会
②	ふれあいサロン事業の活用	高齢者が身近な地域で介護予防のための取り組みに参加できる「ふれあいサロン事業」の推進を通じて、地域における高齢者同士のつながりづくりを図ります。 サロン活動が行われていない地域においても、新規立ち上げに向けた支援を行います。	高齢者福祉課 社会福祉協議会
③	住民支え合いマップ事業	地域の気になる人（支援が必要と考えられる人）とその人への住民の関わり方を可視化し、地域の福祉課題の抽出に役立てます。収集した情報の活用方法について検討を行います。	福祉課
④	生きがい教室の開催	高齢者の生きがいづくりや教養の向上、健康増進、交流、学習などを目的に生きがい教室を開催します。	社会教育課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	子育て支援センターにおける交流の推進	ひよっこサロンやふれあい広場、子育てサロン等を開催し、子育て中の保護者が集まり、悩み相談や保護者同士の交流ができる場を提供します。	こども未来課

(2) 福祉教育の推進

「福祉」とは、「幸せ」や「豊かさ」を意味する言葉です。まちづくりに
 おいて、常にすべての市民がより幸せに暮らせるような公的扶助のあり方を
 追求されなければなりません。また、グローバル化^Vの進行など、人々
 の意識も大きく変容しており、今まで以上に多様な価値観や文化が共存する
 ことが求められています。

すべての人が等しく違うことを認識し、互いに尊重し、自分らしく生きる
 ことのできる社会の構築に向けて、福祉教育を推進します。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 地域で行われるイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ボランティア スクール事業	富良野市ボランティア連絡協議会の 自主事業として開催している「ふらの 夏祭り」において、様々な福祉活動に 携わる大人と子どもの交流機会を創出 します。	社会福祉協議会
②	ボランティア指定校 の指定	児童・生徒がボランティアや社会福 祉等への理解・関心を持ち、ボランティ ア活動を通じて「福祉の心」を育める よう、ボランティア指定校を指定し、 児童・生徒が行うボランティア活動を 支援します。	社会福祉協議会
③	学童・生徒ボラン ティア活動推進会議 参加校の拡大	学童・生徒ボランティア活動推進會 議への参加校を拡大し、若年層のボラ ンティアの心の育成を進めます。	社会福祉協議会
④	JRC加盟校の拡大	青少年赤十字活動に対する学校の理 解を得られるよう、日本赤十字社の活 動に関する周知・啓発を図ります。	福祉課
⑤	青少年サークル 「ねーびる」の活動 支援	ボランティア活動を主体的に実践す る高校生を支援します。子ども会活動 のサポートを通じてシニアリーダーと しての資質向上を図ります。	社会教育課

^V 社会的あるいは経済的なつながりが旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な
 変化を引き起こすこと。

(3) ボランティア団体等の養成

「ボランティア」とは一般的に、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為及びそれを行う人とされています。福祉分野においても、その幅広い活躍によって、今や福祉の担い手として不可欠な存在となっています。

一方で、ボランティアの担い手不足など、様々な課題も生じており、人口減少が進む中でさらにその課題は深刻化していくことが予想されます。

本市でも、社会貢献活動を行う個人・団体（法人）に対し、必要な支援を総合的に行うほか、地域福祉の担い手としてのボランティア団体等の育成を図ります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- まちづくりに関心を持ちましょう。
- 地域活動に参加しましょう。
- 地域のサークルや団体同士との積極的な交流を図りましょう。
- あいさつなどを積極的にし、常日頃から声かけを心がけましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ボランティアスクール事業【再掲】	富良野市ボランティア連絡協議会の自主事業として開催している「ふらの夏祭り」において、様々な福祉活動に携わる大人と子どもの交流機会を創出します。	社会福祉協議会
②	ボランティア指定校の指定【再掲】	児童・生徒がボランティアや社会福祉等への理解・関心を持ち、ボランティア活動を通じて「福祉の心」を育めるよう、ボランティア指定校を指定し、児童・生徒が行うボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
③	青少年サークル「ねーびる」の活動支援【再掲】	ボランティア活動を主体的に実践する高校生を支援します。子ども会活動のサポートを通じてシニアリーダーとしての資質向上を図ります。	社会教育課
④	ボランティアスキルアップ講座の開催	学校やことぶき大学、各種団体等からの要請に応じて、講座を開催します。	社会福祉協議会

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会において、ボランティアセンターの運営を行い、ボランティアによる支援を希望する人とボランティア登録者のマッチングを行います。	社会福祉協議会
⑥	ボランティア養成講座の開催	各種講習会等を実施し、ボランティアの育成・技能の向上を図り、人材の発掘・確保を図ります。	社会福祉協議会

第2節 (基本目標2)

住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

(1) 高齢者への支援の充実

医療の発達等により、日本人の平均寿命は過去最高を更新し続けています。世界的にみても有数の長寿の国とされており、政府でも「人生100年時代」を見据えた社会のあり方が議論され始めています。

退職者の地域での活躍の場の提供や、生涯学習・生涯スポーツなどの生きがいがづくりを通じ、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが求められます。また、高齢になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる社会の構築に向けて、「地域包括ケアシステム」の推進・深化を図っており、今後さらに進行する高齢化への対応も進めていくこととなっています。

国や県の動向を踏まえつつ、いきいきと暮らすことのできる富良野市の創出に向けて、高齢者施策の強化を図っていきます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 地域で開催されているサロン活動、ふまねっと運動等に積極的に参加しましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。
- 介助者・介護者は行政機関や事業所等に相談しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	ひとり暮らし高齢者調査	ひとり暮らしの高齢者を対象に、非常時における連絡先等の把握を行います。	高齢者福祉課
②	民生委員による高齢者宅訪問	民生委員が市内の高齢者がいる世帯を訪問し、ひとり暮らしや日中ひとりになる可能性のある高齢者を把握するとともに、緊急連絡先を把握します。	福祉課
③	地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議を開催し、多職種による個別ケースの支援内容の検討を行うほか、地域課題を把握します。 関係機関会議を開催し、多職種連携及び協働体制づくりに向けた情報交換、事例検討等を行います。	富良野市 地域包括支援 センター
④	在宅医療・介護の連携	多職種研修会等により、医療・介護関係機関職員に対して連携の理解推進を図り、切れ目のない支援提供体制の構築を図ります。	富良野市 地域包括支援 センター

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	介護保険事業の適正な運用	介護保険制度の改正に随時対応しながら、介護保険事業計画に基づく適切なサービスの提供を図ります。	高齢者福祉課
⑥	福祉用具の貸与・購入及び住宅改修への補助	高齢者の日常生活における自立支援、介護者の負担軽減を図るため、介護保険事業に基づく福祉用具の貸与を行います。 また、高齢者が自宅で転倒等により要支援・要介護状態となることのないよう、住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	高齢者福祉課
⑦	認知症に関する相談対応	地域包括支援センターを中心に、高齢者の認知症相談に対応します。本人や家族、関係機関からの相談に適切な支援を行います。	高齢者福祉課
⑧	シルバー人材センターとの連携強化	就労希望のある高齢者に対し、軽度の就労の場を提供することで、収入を得るとともに、地域における生きがいづくりを促進していきます。	高齢者福祉課
⑨	除雪ヘルパー派遣事業	除雪が困難な高齢者等を対象に、15cm以上の降雪があった場合に、除雪ヘルパーを派遣して住居の出入り口及び通路の除雪を行います。	高齢者福祉課
⑩	緊急通報システム事業	高齢者のみ世帯に緊急通報システムを貸与し、緊急時における連絡・援助体制を整備します。	高齢者福祉課
⑪	高齢者配食サービス	身体的、精神的に調理が困難で援助する人がいない高齢者に栄養バランスのとれた夕食を提供するとともに、安否確認を行います。	高齢者福祉課
⑫	介護人材の確保	介護福祉士実務者研修や介護基礎技術に関する研修会を開催し、資質向上を図ります。	富良野 地域人材開発 センター
⑬	成年後見制度の利用促進	成年後見制度に関する周知・啓発を図ります。 判断能力が十分でない高齢者等の権利や財産が保護されるよう、成年後見制度の利用が適切と思われるケースに対して制度の利用を促していきます。	福祉課 高齢者福祉課

(2) 障がいのある人への支援の充実

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められています。

本市でも、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現に向け、必要なサービス提供に努めています。今後も、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めるとともに、障がいあるいは障がいのある人への理解を市全体で深めていく必要があります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- まちなかで困っている人を見かけたら声をかけましょう。
- 障がいについての正しい知識を身に付けましょう。
- 困っている人がいたら相談に乗りましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	相談支援の充実	市内の障害者相談支援事業所と連携しながら、利用者一人ひとりの希望や生活状況等に合ったサービス等利用計画の作成に努めます。 エクウエート富良野と連携しながら、多岐にわたる相談に対応するとともに、適切な支援やサービスの利用を促します。	福祉課
②	障害福祉サービスの充実	市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、各種サービスの確保及び質の向上を図ります。	福祉課
③	発達に不安のある子どもの早期発見と早期対応	乳幼児健康相談や乳幼児健診等を通じて、発育・発達を確認し、必要に応じて育児相談を行うことで、保護者の育児不安の軽減を図ります。 また、支援が必要な子どもに対しては、通園センターの利用を促すほか、児童発達支援センターすくすくの側面支援を行い、サービス担当者会議の開催やあそびの教室を通じて療育支援を行います。	保健医療課 こども未来課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
④	地域生活支援事業	富良野地域生活支援センターを中心に、障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある方への情報提供・相談、社会参加促進、生活のサポート、日中一時支援等の事業の実施を図り、障がいのある方が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを行います。	福祉課
⑤	成年後見制度の利用促進【再掲】	成年後見制度に関する周知・啓発を図ります。 判断能力が十分でない高齢者等の権利や財産が保護されるよう、成年後見制度の利用が適切と思われるケースに対して制度の利用を促していきます。	福祉課 高齢者福祉課
⑥	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	広報等を通じて、市民に広く障がいのある人が必要とする配慮等についての啓発を図ります。	福祉課
⑦	自立生活に向けた就労支援の提供	就労支援事業所等との協力の下、障がいのある人がその適性や希望等を生かせる就労の場を提供し、地域における自立を促進します。	福祉課
⑧	地域活動への参加促進	障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境を整備するため、公共施設におけるバリアフリー化を進めるほか、イベント等の開催において必要な配慮を提供します。	福祉課
⑨	地域自立支援協議会における地域課題の抽出と対応の検討	富良野地域自立支援協議会を開催し、障がい者の地域課題の抽出と課題解決に向けた取り組みの検討を行います。	富良野 地域生活支援 センター

(3) 子どもと子育て中の保護者への支援の充実

少子化とそれに伴う人口減少の進行によって、地域の存続が危ぶまれており、「日本創成会議」によれば、全国896の市区町村が「消滅可能性都市」とされており、本市もそのうちの1つとされています。

次世代を担う子どもの減少は、地域の活力の低下を招きます。子どもが健やかに育ち、地域を担う人材として活躍できるような地域づくりが求められます。また、子育ての当事者である保護者の多くが、就労形態の多様化、長時間労働などにより、金銭的・時間的・心理的な負担が高い状態に置かれています。子育てを“社会全体で支える”意識の醸成が必要です。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 子どもの見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 身近に悩んでいる保護者がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やWebサイト、スマートフォンアプリなどを活用しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	不妊症・不育症治療等への支援	不妊症・不育症治療や検査等への費用助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健医療課
②	母子手帳の交付・妊婦健康相談	妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨めるよう保健指導を行います。	保健医療課
③	乳児家庭全戸訪問・産婦訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康の確認、子育て支援に関する情報提供や養育環境などを把握します。	保健医療課
④	乳幼児健康相談・乳幼児健診	乳幼児健康相談及び乳幼児健診を実施し、発育・発達の確認や育児相談を行い、育児不安の軽減に努めます。	保健医療課
⑤	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実	母子手帳の交付や乳幼児健診、妊婦・新生児等訪問指導や育児における相談などをワンストップで対応し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めます。	保健医療課 こども未来課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑥	経済的支援の充実	<p>1歳児までの乳児に対するおむつ券、おむつ用ゴミ袋の交付や出産祝品の贈呈、第3子以上の子どもの出生に対する出産祝金の給付を行い、子育てにかかる負担の軽減を図ります。</p> <p>多子世帯への支援として、ライフステージに合わせた経済的負担の軽減策を横断的に検討します。</p>	保健医療課 こども未来課
⑦	子育て支援サービスの確保	<p>保護者の働き方の多様化に対応できるよう、多様な子育て支援サービスの確保とサービスの質・量の確保を図ります。</p>	こども未来課
⑧	要保護児童対策地域協議会	<p>要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。</p>	こども未来課
⑨	家庭生活支援員派遣事業の充実	<p>ひとり親家庭が疾病などにより、一時的に生活援助を必要とする場合に、その生活の支援を行う者を派遣します。</p>	こども未来課
⑩	放課後児童クラブ	<p>放課後、保護者のいない家庭の小学生を対象に、「放課後児童クラブ」を開設し、子育て支援に努めます。</p>	社会教育課
⑪	放課後こども教室	<p>放課後の子ども達の安全安心な居場所や文化スポーツ活動等の体験を通して、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めます。</p>	社会教育課
⑫	ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育て中の保護者の負担軽減のため、児童の預かりなどの援助を希望する会員と援助を行う会員の相互連絡・調整を支援します。</p>	こども未来課
⑬	スクールカウンセラーの配置	<p>児童・生徒が抱える心の問題に対し、保護者や教員を含め、心のケアや支援を行うスクールカウンセラーを配置し、成長期にある子どもの困りごとの解決を支援します。</p>	学校教育課
⑭	ひとり親家庭自立支援	<p>母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対し、暮らしや子どものことなどの日常生活全般に関する悩み相談、支援を行います。</p>	こども未来課

(4) 健康増進と自殺対策の強化

「健康」であることは、すべての人の願いであり、平成14年に制定された「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、「国民の責務」でもであるとされています。

かつては結核などの感染症が疾病の中心となっていましたが、現在では衛生環境の向上や医療の高度化によって、脳卒中、心筋梗塞、悪性腫瘍などの生活習慣を要因の1つとする生活習慣病が死因のトップ3を占めています。一人ひとりの市民が健やかに暮らすことができるよう、個人と社会がともに健康への意識をもって取り組んでいく必要があります。

また、身体のみならず、こころの健康づくりにも努めていく必要があります。日本は長きにわたり、世界でも有数の自殺大国であり、平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、地域レベルの実践的な取り組みへの支援の強化が図られるなど、自殺を社会全体の課題として捉え、地域における自殺の予防の重要性が認識されています。本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 生活習慣の改善を図り、日々健康的な生活を送りましょう。
- 塩分や糖分などを摂り過ぎないようにしましょう。
- 生活に運動を取り入れ、継続的に身体を動かしましょう。
- 定期的に健（検）診を受けましょう。
- 健康に関する正しい知識を習得し、健康づくりに取り入れましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	健康教育の実施	生活習慣病の予防や介護予防など、日々の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導・支援を行います。	保健医療課
②	健康診査・特定健康診査の受診勧奨	健康診査・特定健康診査の効果、健診内容を周知するとともに、未受診者には受診勧奨を行い、受診率向上を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指します。	保健医療課
③	健康相談の実施	健康診断の結果に基づき、フォローの必要がある対象者には個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を行います。療養上の保健指導が必要と判断された場合には、保健師による訪問指導を行います。	保健医療課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
④	医療体制の確保	医師会等の連携により、医療体制の確保を図ります。	保健医療課
⑤	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<p>保健・医療・介護情報の一体的な分析を行い、高齢者の健康課題を把握し、保健事業対象者を明確にしたうえで、関係機関とも情報共有し、必要な連携を図りながら取り組みを進めます。</p> <p>主な取り組みとしては、低栄養予防・重症化予防対象者に対して、保健師・管理栄養士が個別に指導を行うハイリスクアプローチ^{vi}と保健師が老人クラブなどの通いの場を利用し、生活習慣病やフレイル^{vii}・認知症予防の健康教育・健康相談を行うポピュレーションアプローチ^{viii}を実施します。</p>	高齢者福祉課 保健医療課
⑥	ふらの健康マイレージ事業	健康診断やがん検診等の受診者や日頃生活習慣の改善やウォーキングなどの健康づくりに取り組んでいる市民に、特典との交換が可能なポイントを付与することで、市民の主体的な健康づくりを支援します。	保健医療課
⑦	自殺予防の普及啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示やこころの健康及び自殺予防の正しい知識習得に向けて研修を行います。	福祉課
⑧	ゲートキーパー養成研修	市民が周りの人の異変に気づくこと、また、気づいた場合に適切に行動できるゲートキーパー ^{ix} を養成します。	福祉課
⑨	働く世代への健康講座	市内事業所等の要望に応じて、出前講座を開催し、こころの健康に関する情報提供を行います。	保健医療課
⑩	富良野地域自殺予防対策連絡会議	富良野保健所において、富良野地域における自殺予防対策に関する情報共有を行い、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ります。	福祉課 保健医療課

^{vi} 疾患等の高いリスクを持つ人に限定し、そのリスクを低減させる取り組みのこと。

^{vii} 健康な状態と要介護状態の中間の段階。

^{viii} 疾患等の高いリスクを持つ人に限定せず、より多くの人を対象にそのリスクを低減させる取り組みのこと。

^{ix} 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。

(5) 社会的支援を必要とする人へのサポート

平成27年4月より、「生活困窮者自立支援制度」が開始されました。しごとや生活の困りごとを抱えた人に対し、それぞれの支援プランを作成し、専門の支援員が状況を踏まえて専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行うこととなっています。令和元年末から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の拡大に伴い、減収者や失業者が急増していることもあり、こうした社会的支援を必要とする人は増えていく可能性もあります。

また、困りごとを抱えた人が複数の課題を抱えている場合もあり、1つの制度だけでは対処しにくいこともあります。制度の狭間で悩み事を抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- 悩んでいる人の相談に乗りましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	歳末たすけあい 要援護世帯調査	市内の生活困窮世帯の把握のため、民生委員・児童委員等の協力を得て調査を実施します。民生委員・児童委員の負担軽減に向けた調査方法の見直しを行います。	社会福祉協議会
②	居住環境の安定的な 提供	高齢者や子育て世帯、低所得者等が安定した生活を送ることができるよう、市営住宅を提供します。中長期的な視点に立って、改修・建て替え等を実施します。	都市建築課
③	生活困窮者自立相談 支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言・指導を行い、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。	福祉課
④	ひとり親家庭への 相談支援	生活を安定させるための経済的支援のみならず、子どもの健やかな育ちを支援していくための各種サービスを総合的に提供します。	こども未来課
⑤	DV相談支援	警察等の関係機関と連携しながら、相談者の安全確保や問題解決のための助言を行います。	市民協働課

第3節 (基本目標3)

安心して住み続けられる快適なまちづくり

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリー」とは、人間の意識や社会の制度、あるいは建築や都市環境などあらゆる社会の中で、高齢者や障がい者などが自立した生活を送る上での障壁をなくしていくことをいいます。障がいの有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向けた、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。

「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨や内容を踏まえた上で、必要な住宅・公共施設等のバリアフリー化を進めていきます。

また、移動手段の確保は高齢化の進む本市において、今後その重要性はさらに増していくものと予想されます。日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- まちなかで困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- 歩道や路肩に、通行を障害するものは放置しないようにしましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	市Webサイトのバリアフリー化	市のWebサイトにおいて文字の拡大機能や背景色の変更機能などを引き続き提供し、誰もが見やすくわかりやすいコンテンツの配信を心がけます。	スマートシティ戦略室
②	手話通訳者の派遣	要請に応じて通院時などに手話通訳者を派遣します。高度な通訳技術が求められる場合には、基幹相談支援センターと連携を図り手話通訳者を派遣します。	福祉課
③	道路（歩道）・公園等の整備	歩行者が歩きやすい歩道の整備を進めます。 老朽化した遊具の撤去・更新等により、安心して遊べる環境を創出します。	都市施設課
④	除雪サービス【再掲】	除雪が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、除雪ヘルパーを派遣します。	高齢者福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑤	緊急通報システム 【再掲】	高齢者宅に緊急通報装置を設置し、緊急時における連絡・援助体制を整備します。	高齢者福祉課
⑥	公共施設における バリアフリー化	市内の施設・設備について、新規・既存を問わず、官民が一体となって、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン ^x の採用を積極的に推進します。年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が使いやすい施設・設備を整備します。	都市施設課
⑦	子育て中の保護者に 配慮された施設・ 設備の整備	公共施設などの整備・改修にあたって、乳幼児連れの家族が施設を利用しやすくなるよう、授乳スペースの確保やおむつ替えシートの設置などを進めます。	都市建築課
⑧	交通体系の整備	「山部・東山・島ノ下地区コミュニティーカー」や「高齢者福祉バス」等の移動支援事業を適切に運用します。また、利用状況等を踏まえつつ、その持続性も確保していきます。	企画振興課 山部支所 東山支所 高齢者福祉課
⑨	市営住宅の供給	高齢者や障がい者、子育て世帯など、住宅の確保において特に配慮を要する人が居住しやすい市営住宅の供給に努めます。	都市建築課
⑩	障がいのある人などに 配慮した図書の 購入	視力の弱い人などが読みやすい大活字本や録音図書を購入します。	図書館

^x 文化や言語、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、可能な限りすべての人が利用しやすい製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

(2) 地域防犯・交通安全対策の強化

安心して日常生活を送るためには、一人ひとりの心身や財産等の安全性が確保されていることが大切です。犯罪統計によると、全国的に犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の被害件数は増加傾向にあります。

また、道内でも有数の観光地である本市は、季節を問わず、市外から多くの観光客が訪れる地域です。北海道内での人身交通事故は令和元年において、約9,600件、死者は150人あまりとなっています。移動手段の多くを自動車に依存する本市において、安全に通行できる道路環境を維持することは、市民の日々の安心にもつながります。

市民一人ひとりが普段の生活の中で、トラブルに巻き込まれないよう、関係機関との連携を図るとともに、正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 特殊詐欺など、増加する犯罪について正しい知識を身に付けましょう。
- 普段から家族と定期的な連絡を取りましょう。
- 道路を通行する際には交通規則を守りましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	防犯灯の設置・改修費にかかる助成措置	LED防犯灯の設置にかかる費用の50%を補助します。	市民協働課
②	消費者被害の防止と対応	悪質商法や振り込め詐欺などの被害から市民を守るため、富良野市消費生活センターにおいて、消費生活相談員による消費生活相談を実施します。	市民協働課
③	交通安全運動の実施	広く市民へ交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、積極的な交通安全活動への取り組みを推進します。	市民協働課
④	高齢者の交通安全対策	運転免許の有無により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることから、交通安全教室を開催し、反射材等の交通安全用品の普及に努めるとともに、高齢者運転対策事業を継続して実施します。	市民協働課

(3) 権利擁護施策の強化

高齢化の進行に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加傾向が続いています。障がいや認知症等により、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人も増えており、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、認知・判断能力が十分でない人の権利を守るための制度の重要性が高まっています。国は、平成28年5月に「成年後見制度利用促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。

本市においては、社会福祉協議会に委託して「富良野市権利擁護センター『いちい』」を設置しており、市民の権利擁護に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続き等の支援を行っています。今後も、「富良野市権利擁護センター」を中心に、高齢者や障がい者など、制度利用の必要性が高い人やその家族の相談に対応するとともに、適切な制度の利用に向けた支援を行います。

年齢や障がいの有無を問わず、すべての市民があらゆる虐待を受けることのないよう、広く市民に向けて虐待に関する周知・啓発を行うほか、虐待が疑われるケースの早期発見・早期介入に努めます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 虐待などが疑われる場合には、本人の相談に乗り、支援が必要な場合には行政などの相談支援機関や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	日常生活自立支援事業の利用拡大	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でないことが、必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう支援します。	社会福祉協議会
②	成年後見制度の利用拡大	成年後見制度の利用が必要と判断される人を把握し、適切な利用に向けた支援を行います。	福祉課 高齢者福祉課
③	市長申立の実施	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。	福祉課 高齢者福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
④	費用助成の実施	申立人が市長または親族等を問わず、申立費用や後見人等報酬費用助成を受けなければ、成年後見制度を利用できない方への助成を行います。	福祉課 高齢者福祉課
⑤	中核機関の設置	富良野市権利擁護センターを中核機関として位置づけ、権利擁護に関する相談機能を強化していきます。また、関係機関との連携を図り、制度の利用が必要と思われる市民に関する情報を共有します。	福祉課
⑥	ネットワークの構築	医療・福祉・介護・法律等の専門職により権利擁護が必要なケースや後見人等に対する支援、権利擁護に関する地域の課題等について検討する協議会の設置に関する検討を行います。	福祉課 社会福祉協議会
⑦	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑧	高齢者虐待の防止と早期対応	高齢者虐待防止マニュアルに基づいて、関係機関との連携を図りつつ、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。	富良野市 地域包括支援センター
⑨	障がい者虐待の防止と早期対応	障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携及び情報共有を行い、障がい者虐待の早期発見、早期対応を図ります。	福祉課
⑩	子どもに対する虐待の防止と早期対応	児童相談所や関係機関・団体等で構成される「富良野市要保護児童対策協議会」において、虐待が疑われるケースをについて共有し、介入が必要な場合には関係者による早期対応を図ります。	こども未来課

(4) 災害に強い地域づくり

我が国は、世界的にみても災害の多い国の1つであり、毎年地震や台風など、様々な大規模災害が発生しています。安心して暮らせることはまちづくりにおける基礎の1つであることから、災害を防ぐための取り組みはもちろんのこと、被害を減らし、復旧を早められるような取り組みが求められます。

高齢者や障がい者など、災害時において支援を必要とする人を把握し、避難行動要支援者名簿の関係機関への個人情報提供の同意書の提出を促進していくほか、周囲の住民等による支援体制を事前に構築します。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 日頃から近隣の人と説教的にコミュニケーションを取りましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 避難場所や避難経路、非常持ち出し品の確認をしましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	避難行動要支援者名簿の関係機関への個人情報提供の同意	災害時において自力で避難することが困難な方に対して、地域で手助けが行えるよう平常時から警察や消防、自治会、民生委員などに個人情報を提供するための同意書の提出を促進します。	総務課
②	安心・安全メールの登録促進	災害時における避難に不安がある市民が、迅速に避難できるよう、安心・安全メールへの登録を促すとともに、システム障害等に備えて情報伝達手段の多重化を図ります。	総務課

第4節 (基本目標4)

地域福祉を支える市の体制強化

(1) 住民への福祉情報の提供

地域福祉は、住民や団体・事業者と行政が一体となって進めていくものであり、住民や団体・事業者による主体的なアクションや関与が不可欠です。すべての市民が支え、支えられる関係性を構築していくためには、福祉に関する情報が団体・事業者を含めたすべての市民に共有されている必要があります。

市が取り組む福祉関連事業について、広報やイベント等を通じて周知を図っていきます。また、制度の改正等があった場合には、速やかかつ正確な情報提供を図ります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	広報による情報提供	各種福祉サービス等に関する記事を「広報ふらの」に掲載し、市民に広く周知します。	福祉課
②	Webサイトによる情報提供	富良野市の公式Webサイトを適宜見直し、よりわかりやすく、使いやすいものとし、ユニバーサルデザインを意識した設計を心がけます。	スマートシティ戦略室
③	介護保険・高齢者福祉サービスガイドの活用	介護保険制度への理解を深めてもらうため、65歳となった市民に対し、「介護保険・高齢者福祉サービスガイド」を介護保険証と同封して送付します。	高齢者福祉課
④	富良野圏域障がい福祉社会資源ガイドの活用	障害福祉サービスを受けようとする市民に対し、「富良野圏域障がい福祉社会資源ガイド」を活用してわかりやすい説明を行うよう努めます。	福祉課
⑤	心身障がい者手帳の手引きの更新	障がいのある人が利用する各種サービス等についてまとめた「心身障がい者手帳の手引き」について、法改正等に対応した内容の更新を随時行います。	福祉課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑥	子育てガイドブック・子育て支援アプリの利用拡大	子育てに関する支援サービスの情報をまとめた「子育てガイドブック」や「子育てガイドマップ」の内容充実を図るとともに、市Webサイトによりわかりやすい情報提供に努めます。また、子育て支援アプリにおけるわかりやすいコンテンツの配信に努めます。	富良野市 子育て支援センター
⑦	住民支え合いマップの登録・更新	地域の「気になる人（支援が必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、地域の福祉課題の抽出に役立つ「住民支え合いマップ」の登録・更新を推進します。	福祉課

(2) 福祉団体等とのネットワーク強化

地域福祉は、行政が単体で推進できるものではなく、地域に暮らす住民や活動する団体など、地域に存在するすべての主体の関与によって実現されるものです。地域内での支え合いを活発にし、地域の力を向上させていくため、福祉サービスを提供する事業所のみならず、ボランティア団体等との連携を強固にし、支援を必要とする市民に適切なサービスを提供できるよう、福祉ネットワークの構築を引き続き図ります。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 地域で行われるイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 幅広い世代と交流しましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	介護保険サービス事業者との連携強化	市民に介護保険サービスを提供する事業所との連携を強化し、多様なサービスの確保を図るとともに、その持続性の確保を図ります。	高齢者福祉課
②	障害福祉サービス事業者との連携強化	障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、心身や生活の状況に合わせたサービスの利用が不可欠であることから、障害福祉サービス事業者との連携を強化していきます。 障がいのある人が65歳以上となった場合に、介護保険サービスに円滑に移行できるよう、事業所間での情報共有等を行います。	福祉課
③	保育所・幼稚園等との連携強化	多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、保育所や幼稚園との連携を強化し、質の高い子育て支援サービスの提供を図っていきます。	こども未来課
④	ボランティア団体との連携	社会福祉協議会等と協力しながら、地域のボランティア活動の後方支援を行います。	福祉課
⑤	老人クラブとの連携	老人クラブへの支援を通じて、身近な地域における高齢者の交流の活性化を図ります。	高齢者福祉課

(3) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

分野横断的な生活課題の解決には、生活課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネートの機能を果たす機関が必要です。子ども・子育てや障がい者福祉、高齢者福祉といった各分野におけるサービス提供者間の連携を図り、情報を共有するとともに、それぞれの分野において、専門性の高い人材を育成していく必要があります。

市役所が新庁舎に移転することも合わせて、より市民が利用しやすい相談窓口のあり方について検討を深めていくとともに、市民が必要とする支援を適切に利用できるよう、支援機関等との連携を図っていきます。

■市民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】■

- 支援活動を行う個人・団体同士で情報交換を積極的に行いましょう。
- 幅広い知識を積極的に身に付けましょう。

■主な取り組み【公助】■

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
①	相談体制の強化	新庁舎への移転に伴い、市民相談員と消費相談員が同席した相談が可能となることから、市民が気軽に相談できる「市民相談室」を常時開設し、市民相談機能の強化を図ります。	市民相談室
②	高齢者からの相談対応	高齢者の暮らしの総合相談窓口として、地域包括支援センターを中心に、幅広い相談への対応を行います。	高齢者福祉課
③	子育て相談窓口の機能強化	育児不安や発達不安など子育て全般の相談に対応するほか、それぞれのケースに応じた適切な支援につなげていきます。	こども未来課
④	障がいのある人等からの相談対応	富良野地域生活支援センター及び関係機関と連携し、障がいのある人などからの相談対応を行うほか、地域生活課題の解決に向けた支援を行います。	福祉課
⑤	健康相談【再掲】	健康診断の結果に基づき、フォローの必要がある対象者には個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を行います。療養上の保健指導が必要と判断された場合には、保健師による訪問指導を行います。	保健医療課

No.	主な取り組み	概要	担当部署等
⑥	生活困窮者自立相談支援センターによる支援	家計や仕事など生活に幅広く対応し、課題の整理や支援計画の作成などを行うことで、生活保護に至る前の段階から困窮者を支援します。	社会福祉協議会

第6章 地域福祉の実現に向けて

第1節 計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1) 社会福祉協議会との連携の強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心となる組織として位置づけ、事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進していきます。

(2) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を活かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

(3) 町内会との連携強化

町内会は、市民にとって身近な地域におけるコミュニティの1つであり、住民同士の支え合いの関係性を構築する上で中心的な役割を果たすことが期待される組織です。市民の町内会への参加促進を図るとともに、適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援していきます。

(4) 団体・事業者等との連携強化

老人クラブ、婦人団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPO^{xi}や民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障害福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージ^{xii}に応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

^{xi} Non Profit Organization の略。営利を目的としない組織のこと。

^{xii} 年齢に伴って変化する生活段階のこと。

(5) 保育所、認定こども園、学校との連携強化

市内に所在する保育所、認定こども園、小中学校やPTAの協力を得ながら地域の絆を深めるため、あいさつ運動や声かけ運動を推進するなど、連携を強化し、地域福祉活動の拡充を図ります。

第2節 点検及び評価体制

本計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した「富良野市地域福祉計画市民委員会」の提言を受けながら、「**つながり支え合う 共に生きるまち ぶらの**」の実現を目標として定めたものです。

この目標を達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関与し、担い手となって取り組むことが必要です。「富良野市地域福祉計画市民委員会」において、福祉分野における取り組みの進捗状況の定期的な点検・把握を行うとともに、必要な事項の協議を行います。

第3節 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「広報ぶらの」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の普及を図るため、民生委員・児童委員や町内会などと連携し、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

第7章 富良野市成年後見制度 利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

現在、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどによる地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。そのような中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な取り組みがなされています。

一方で、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的に孤立した状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。本計画は「第3期富良野市地域福祉計画」の策定に合わせて策定します。

(3) 計画の期間

この計画は、「第3期富良野市地域福祉計画」と合わせ、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

(4) 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類■

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

■後見、保佐、補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為(日用品の買い物等)以外の行為	法律上定められた重要な行為(相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

第2節 成年後見制度利用に関する現状

(1) 成年後見制度の利用状況

1. 成年後見関係事件申立件数

成年後見関係事件申立件数の推移は以下に示すとおりです。

■成年後見関係事件申立件数の推移■

単位：件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法定後見	後見開始	3	1	6	5
	保佐開始	2	1	2	2
	補助開始	1	0	0	0
任意後見（監督人選任）		0	0	0	0
計		6	2	8	7

資料：旭川地方・家庭裁判所

（注）令和2年度は10月末時点の件数。

2. 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数の推移は以下に示すとおりです。

■成年後見制度利用者数の推移■

単位：件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法定後見	後見	3	1	4	6
	保佐	1	1	2	2
	補助	0	1	0	0
任意後見		0	0	0	0
計		4	3	6	8

資料：旭川地方・家庭裁判所

（注）令和2年度は10月末時点の件数。

3. 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は以下に示すとおりです。令和元年度以降、成年後見制度に関する相談が大幅に増加しています。

■成年後見制度等に関する相談件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度	17	19	64	50
日常生活自立支援事業	9	13	11	4

資料：福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

(注) 令和 2 年度は 10 月末時点の件数。

4. 市長申立件数

市長申立件数の推移は以下に示すとおりです。

■市長申立件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
後見	0	0	0	2	0	3	0	3
保佐	0	0	0	0	0	2	1	1
補助	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	0	5	1	4

資料：福祉課、高齢者福祉課

(注) 令和 2 年度は 10 月末時点の件数。

5. 費用助成件数

費用助成件数の推移は以下に示すとおりです。

■費用助成件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
申立費用	0	0	0	2	0	5	0	4
後見等報酬	0	0	0	0	2	0	0	0

資料：福祉課、高齢者福祉課

(注) 令和 2 年度は 10 月末時点の件数。

(2) 成年後見制度に関する富良野市の取り組み

1. 成年後見制度の普及啓発（福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会）

市や社会福祉協議会のWebサイト、広報紙、パンフレットを活用し、成年後見制度や相談窓口、市の助成制度、また日常生活自立支援事業などについての周知に取り組んでいます。

2. 市長申立の実施（福祉課、高齢者福祉課）

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

3. 制度利用費用助成（福祉課、高齢者福祉課）

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて要綱に基づき費用助成を行っています。

4. 法人後見（社会福祉協議会）

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を平成25年4月から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

5. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

事業の利用に必要な契約の内容を理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全等を実施しています。事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見につないでいます。

第3節 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の利用の促進は、

- ①「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」
- ②「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」
- ③「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」

の3つを踏まえて行うこととされています。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

■基本理念■

権利と利益を守り、

住みなれた富良野で、

自分らしく暮らせる地域づくり

第4節 計画における取り組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

1. 中核機関

この基本計画において、富良野市権利擁護センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置づけます。

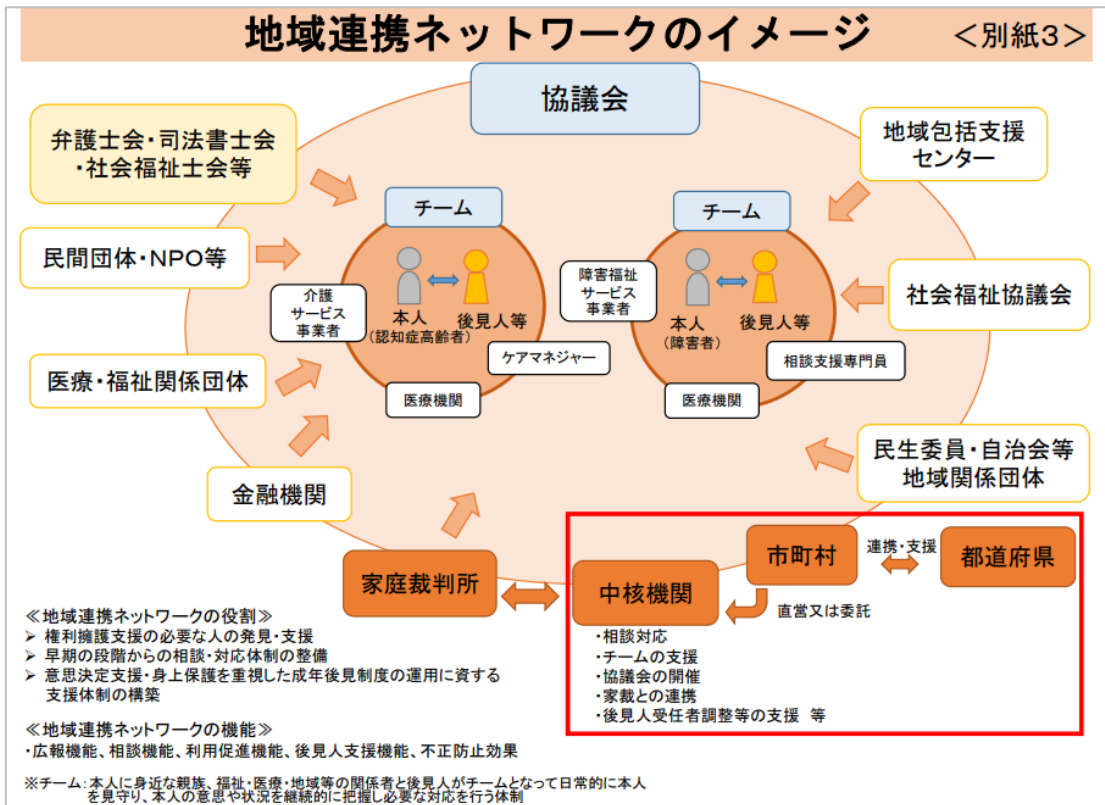
2. 地域連携ネットワークおよび中核機関の役割

これらの機関は以下の5つの役割を担います。

■地域連携ネットワーク及び中核機関の役割■

役割	詳細
広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相 談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人等の育成及び受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人等や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見員等の孤立や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

■地域連携ネットワークのイメージ■



資料：厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進会議」参考資料

(2) 市民後見人等の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人等の育成に取り組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

(3) 富良野市権利擁護センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立に係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人等の育成・支援を推進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関する窓口としての機能強化を図ります。

(4) 成年後見制度の利用支援

1. 市長申立

判断能力が十分でない方が、後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行います。

2. 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

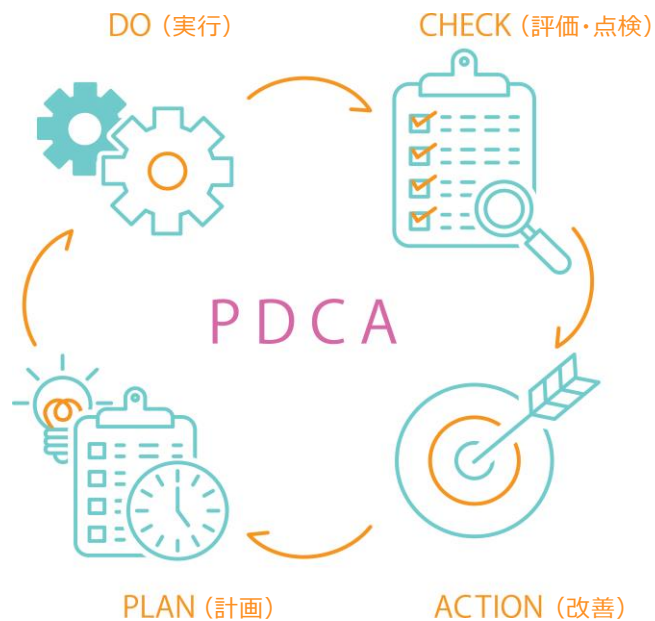
第5節 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画は、富良野市が主体となり、富良野市社会福祉協議会や後見実施機関等の関係各機関と連携して推進します。

(2) 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、地域における制度利用の状況や取り組みの進捗状況を踏まえ、毎年の進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果を基に、PDCAサイクル^{xiii}でより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。



^{xiii} Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価・点検)、Action (改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質向上を図る考え方のこと。

第 8 章 資料編

(1) 計画の策定経過

年	月	策定経過
平成 31 年	1 月	○富良野市地域福祉計画市民委員 2 名を公募 (応募 4 名)
	3 月	○市議会において関連予算議決
令和元年	7 月	○富良野市地域福祉計画策定市民委員 12 名を委嘱 ○第 1 回富良野市地域福祉計画市民委員会 委嘱状交付 (委員 12 名) 正副会長選出 地域福祉計画策定の趣旨及びスケジュールに関する説明
	9 月	○第 2 回富良野市地域福祉計画市民委員会 第 2 期富良野市地域福祉計画 平成 30 年度進捗状況報告 市民アンケート調査 実施説明
	11 月	○第 3 回富良野市地域福祉計画市民委員会 市民アンケート調査票 説明
令和 2 年	3 月	○第 4 回富良野市地域福祉計画市民委員会 市民アンケート調査の結果報告
	8 月	○第 5 回富良野市地域福祉計画市民委員会 第 2 期富良野市地域福祉計画 平成 31 年度進捗状況報告 福祉団体へのアンケート調査の結果報告
	12 月	○第 6 回富良野市地域福祉計画市民委員会 地域福祉計画素案の審議
令和 3 年	1 月	○市民パブリックコメントを実施 募集期間：1 月 14 日から 2 月 2 日まで
	2 月	○第 7 回富良野市地域福祉計画市民委員会 パブリックコメント実施結果報告 (意見なし) 意見集約、答申書 (案) について検討
	3 月	○富良野市長への答申 ○富良野市地域福祉計画の決定

(2) 富良野市地域福祉計画市民委員会名簿

区分	所属団体・機関等の名称	氏名	備考
障害者団体	社会福祉法人 エクウエート富良野	久 田 茂	会長
	社会福祉法人 富良野あさひ郷	佐 藤 正 勝	
福祉団体	社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会	濱 本 涉	
	富良野市在宅介護者を支える会	佐 藤 里津江	
	富良野市ボランティア連絡協議会	桐 澤 幸 子	
医療団体	一般社団法人 富良野医師会	小山内 裕 昭	
その他団体	富良野中央婦人会	泉 正 子	
	富良野市老人クラブ連合会	有 澤 浩	
	富良野市民生委員児童委員協議会	松 田 尚 美	
	富良野市連合町内会協議会	山 田 明	副会長
市民公募	公募委員	南 部 栄 一	
	公募委員	郡 司 正 人	

(3) 富良野市地域福祉計画市民委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、富良野市地域福祉計画市民委員会（以下「市民委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 富良野市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進にあたり、広く市民の意見を反映させることを目的とする。

(協議事項)

第3条 市民委員会は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 地域福祉計画の策定及び進行管理に関する事項

(組 織)

第4条 市民委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者、及び公募の者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第6条 市民委員会に会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長、副会長は、委員互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を処理し、市民委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 市民委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 会議の議長は、会長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市民委員会の委員は、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(事務局)

第9条 市民委員会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 答申書

答 申 書

令和3年3月5日

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市地域福祉計画市民委員会
会 長 久 田 茂

第3期富良野市地域福祉計画について（答申）

令和元年7月22日、当市民委員会に諮問されました第3期富良野市地域福祉計画について、慎重に検討・協議の結果、計画策定を終了いたしましたので、ここに答申致します。

なお、本市民委員会における策定内容を十分に尊重し、的確な推進に努められるよう要望いたします。

記

1. 第3期富良野市地域福祉計画書（案） 別冊のとおり

第3期富良野市地域福祉計画

発行	令和3年3月
企画・編集	富良野市 保健福祉部 福祉課 〒076-0018 北海道富良野市弥生町1番3号
TEL	0167-39-2211
FAX	0167-39-2222
URL	http://www.city.furano.hokkaido.jp/